

訴訟記録
ノ送致

○第二百
七十八條

附帶上告

○第二百
七十九條

第五編 上訴 第三章 上告 第二百七十八條 第二百七十九條

七百八十

本條ハ上ノ場合ニ於テ訴訟記録ヲ送致スル手續ヲ定メタルモノニシテ又
第二百五十六條第一項ニ同シ

第二百七十八條 上告の相手方は其判決あるまで附帶上告を爲すこと
を得

上告裁判所の検事も亦附帶上告を爲すことを得

〔八八八〕 本條ハ附帶上告ノ規定ニシテ又附帶控訴ト其理由ヲ同クス故
ニ附帶上告ヲ許ス所以附帶上告ヲ爲シ得ヘキ人二個ノ主タル上告アル場
合及ヒ主タル上告トノ關係ハ第二百五十九條ノ述義ヲ參看シテ了解スヘ
シ〔八三四號以下〕

第二百七十九條 上告申立人及び相手方は辯護士を差出すことを得
重罪の刑の言渡を受けたる者上告を爲し又は検事より重罪の刑に該
る可きものとして上告を爲したる場合に於て刑の言渡を受けたる者
自ら辯護士を選任せざる時は上告裁判所長の職権を以て其裁判所
所屬の辯護士中より之を選任す可シ

○第二百
八十四條

辯護士ノ
撰任

第二百八十四條 上告申立人又は相手方より辯護士を差出さるるとき
は其儘にて判決を爲す可シ

此兩條ハ辯護士ニ係ル規定ナリ

〔八八九〕 已ニ述ヘシカ如ク上告ハ書類ニ依テ裁判ヲ爲スト雖モ上告申
立人及ヒ相手方ニ於テ上告趣意書答辯書及ヒ辯明書ヲ以テ足リトセス
猶ホ上告裁判所ニ於テ辯論スルヲ必要ナリトスルトキハ辯護士ヲ差出ス
コトヲ得若シ辯護士ヲ差出サ、ルトキハ口頭ノ辯論ヲ要セスシテ書類ニ
依テ審判ス

〔八九〇〕 然レトモ重罪事件ニ辯護人ヲ必要トスルコトハ第二百三十七
條ニ規定スル所ニシテ第二百七十九條第二項ノ規定モ亦此趣旨ニ外ナラ
ズ重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者上告ヲ爲シテ其上告ノ棄却セラル、トキ
及ヒ検事ヨリ重罪ノ刑ニ該ルヘキモノトシテ上告ヲ爲シ其上告ノ理由ア
ルトキハ被告人ハ共ニ重罪ノ刑ヲ受ケサルヘカラス故ニ重罪事件ノ上告
ニハ必ス辯護士ノ出廷ナカルヘカラス

第五編 上訴 第三章 上告 第二百八十四條

七百八十一

然レトモ第二百三十七條ニハ辯護人トアリ本條ニハ特ニ辯護士トアリ是レ注意スヘキ所ナリ辯護人ハ第七十九條第二項ニ從ヒ辯護士ニアラサルモノト雖モ裁判所ノ允可ヲ得ルトキハ之ニ當タルコトヲ得ルカ故ニ第一審及ヒ控訴ニ於テハ通常人ト雖モ亦辯護人トシテ出廷スルコトヲ得然レトモ上告ニハ必ス辯護士ヲラサルヘカラス是レ上告ハ一ニ法律適用ノ當否ヲ裁判スルモノナルカ故ニ法律ニ通曉スル辯護士ニアラサレハ辯護スルヲ得サレハナリ

被告人ハ辯護士ヲ差出スコトヲ得ルヲ以テ或ハ自ラ出廷スルコトヲ得ルカ如ク思フ者アレトモ上告ノ法廷ニハ辯護士ヲ差出スヲ得ルノミニシテ被告人自ラ出廷スルコトヲ得ス其理由ハ前ニ説述セシカ如シ

第二百八十條 裁所長は受命判事を定む可し

受命判事は訴訟記録を檢閲し其報告書を作る可し但し自己の意見を付す可からず

本條ハ受命判事ノ規定ナリ

○第二百八十條

受命判事ノ規定

(八九一) 上告ハ控訴等ト異ナリテ一ニ書類ニ依テ審理ヲ爲スカ故ニ其書類取調ノ爲メニ特ニ專任ノ判事ヲ置カサルヲ得ス是レ裁判長ヲシテ受命判事ヲ定メシムル所以ナリ

受命判事ノ職任

(八九二) 受命判事ハ審理ヲ容易ナラシムルカ爲メニ置ク者ナレハ受命判事ハ訴訟記録ヲ檢閲シテ原判決ノ趣旨上告ノ趣旨答辯ノ趣旨等ヲ取調ヘテ其報告書ヲ作ラサルヘカラス但シ自己ノ意見ヲ付スヘカラス受命判事モ亦合議裁判所中ノ一人タルヲ以テ合議前ニ於テ其意見ヲ述フヘカラスルハ勿論報告書ニ意見ヲ付スルトキハ豫斷ノ弊ナキヲ保スヘカラサルナリ

○第二百八十二條

第二百八十二條 裁判所書記は開廷より三日前に開廷の期日を上告申立人及び相手方の辯護士に報知す可し

本條ハ開廷期日ヲ辯護士ニ報知スヘキコトヲ規定ス

○第二百八十三條

第二百八十三條 開廷の日には受命判事先つ其報告書を朗讀す可し 檢事及び辯護士は各其趣意を辯明す可し

私訴の上告に付ては檢察最終に其意見を陳述す可し

本條ハ上告審判ノ手續ヲ定ム

上告ノ裁
判手續

〔八九三〕 開廷ノ日ニハ受命判事ハ先ツ其上告書ヲ朗讀ス蓋シ報告書ハ他ノ判事ヲシテ取調ノ結果ヲ知ラシムルカ爲メニスルモノナレトモ裁判公行ノ趣旨ヲ協ハシメンカ爲メ公廷ニ於テ之ヲ朗讀セシムルナリ但シ報告書提出後ニ差出タル辯明書ハ朗讀スルヲ要セス次ニ上告申立人ハ上告ノ趣意ヲ述ヘ終ニ相手方ハ其答辯ヲ爲ス而シテ訴訟人ハ新ナル上告ノ原由若クハ答辯ノ趣意モ亦共ニ供述スルコトヲ得ヘキナリ而シ辯護士ヲ差出サ、ルトキハ辯論ヲ爲サシムルコトナクシテ直チニ判決ス是レ第二百八十四條ニ明示スル所ナリ

私訴ノ上告ニ付テハ原被双方ノ辯論終リタルトキハ檢察ハ公益保護官タル資格ヲ以テ其意見ヲ陳述ス

上告ノ判
決

〔八九四〕 第二百八十五條ヨリ第二百九十條ニ至ル六條ハ皆上告ノ判決ニ係ル規定ナリ

上告判決
ノ類別

上告ノ判決ハ之ヲ大別シテ二種トス曰ク棄却ノ判決曰ク破毀ノ判決是レナリ而シテ破毀ノ判決ヲ爲ストキハ或ハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス言渡ヲ爲シ或ハ直チニ本案ノ判決ヲ爲スコトアリ又或ハ單ニ破毀スルニ止ムルコトアリ即チ第二百八十五條ハ棄却ノ判決ヲ規定シ第二百八十六條乃至第二百八十八條ハ破毀ノ判決ヲ規定シ第二百八十九條ハ破毀スヘキ範圍及ヒ破毀ノ効果ヲ規定シ第二百九十條ハ破毀ノ判決ヲ爲シタル場合ニ於テ其事件ヲ移スヘキ裁判所ヲ規定スルモノナリ以下各條ニ付キ述説セ

○第二百
八十五條

第二百八十五條 上告裁判所に於ては上告の理由なきとき又は法律上の方式及び期間内に於て起さざるときは判決を以て之を棄却す可し

第壹上告
棄却ノ判
決

〔八九五〕 第壹 上告棄却ノ判決○此判決ヲ爲スヘキ場合左ノ如シ
第一 上告ノ理由ナキトキ○例ヘハ事實ニ關スル上告若クハ法律ニ關スルモ第二百六十八條及ヒ第二百六十九條ノ原由ナキ上告及ヒ上告ヲ爲スヘキ實益ナキ上告即チ第二百七十條ノ場合ニ於テ爲シタル上告及

ヒ上告ノ申立ヲ爲シタルモ趣意書ヲ差出サ、ル如キ場合チイフ

第二 法律上ノ方式ニ違反スルトキ○例ヘハ上訴權ナキ者ノ爲シタル上告及ヒ刑法第二十七條ニ規定スル處分ノ如キ判決ノ性質ヲ有セサルモノ若シハ第二百六十七條ニ規定スル以外ノ判決ニ對シテ上告ヲ爲ス場合ノ如シ

第三 上告期間内ニ於テ爲サ、ルトキ○即チ第二百七十一條ノ期間經過後ニ爲シタルトキ是レナリ

〔八九六〕 世間或ハ右ノ外第四ノ場合トシテ上告申立人上告ヲ取下ケタル場合ニ於テモ亦棄却ノ判決ヲ爲サ、ルヘカラスト論スル者アリ其説ニ曰ク若シ其判決ヲ爲サ、ルトキハ刑法第五十一條第一ニ所謂ル後判ノ宣告ナキモノナルカ故ニ取下テ爲スマテハ猶ホ未決勾留ニ在リテ曾テ定役ニ服セサルモ其刑期ハ常ニ前判宣告ノ日ヨリ起算セサルヘカラスト隨テ被告入ハ常ニ上告ヲ爲シ將ニ其判決アラントスルニ至リ忽チ之ヲ取下クルカ如キ弊ヲ生セン現ニヤ其旨渡ヲ爲サ、トキハ私訴ノ上告關係人ハ上告

上告ヲ取
下ケタル
トキハ如
何

裁判所ニ於テ直チニ訴訟費用ノ償却ヲ受クルコトヲ得ス更ニ民事ノ訴訟ヲ起サ、ルヘカラストカ如キニ至ルヘシト

余曰ク此説一理アルニ似タリ然レトモ上告ヲ取下クルコトハ上告申立人ノ自由ニシテ裁判所ニ於テ許否スヘキコトニアラス(二四六條)上告人其自由ヲ以テ上告ヲ取下クルトキハ上告既ニ消滅セリ然ルニ尙ホ之ニ對シテ棄却ノ判決ヲ爲スハ即チ判決スヘキ上告ナキニ判決ヲ爲スモノニシテ道理上アルヘキコトニアラス刑期計算ハ取下ノ場合ニ於テモ刑名宣告ノ日ヨリ起算スヘキハ勿論ニシテ濫訴ヲ妨止スルカ爲メニ法律ヲ解釋シテ被告入ニ不利ナラシムヘキニアラス(刑法述義四七五號以下)又私訴ニ關シテハ民事訴訟法第七十二條第二項ニ準據スヘキヲ以テ此ニ論スルヲ要セサルナリ

第二百八十六條 上告を理由ありとするときは其上告に係る判決の部分を破毀し其事件を他の裁判所に移す旨渡を爲す可し但後二條に記載したる場合は此限に在らず

○第二百八十六條

第二百九十條

上告裁判所に於て破毀したる事件を他の裁判所に移す
言渡を爲す可きときは原裁判所に接近したる同等の裁判所を指定す
可し其單に私訴に係る事件は之を其裁判所の民事部に移す可し

(八九七)

第貳

原判決破毀ノ判決○上告理由アルトキハ其上告アリタ
ル原判決ノ部分ヲ破毀シ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲ス是レ上
告裁判所ニ於テハ事實ヲ覆審スルヲ得ナルヲ以テナリ又所謂ル他ノ裁判
所トハ第二百九十條ニ規定スル所ニシテ即チ原裁判所ニ接近シタル同等
ノ裁判所ヲイフ

然レトモ原裁判所ニ接近シタル同等ノ裁判所ニ移送スル規定ニハ三個ノ
例外アリ即チ左ノ如シ

- 第一 原裁判所ヲ管轄違ナリトシテ上告ヲ爲シ之ヲ理由アリトスルト
キハ其事件ヲ正當ノ管轄裁判所ニ移スヘク原裁判所ニ接近シタル同等
ノ裁判所ニ移スヘカラス
- 第二 原裁判所ニ於テ管轄違ノ言渡ヲ爲シ正當ノ管轄ニアラサル裁判

所ニ事件ヲ移シタルヲ不當トシテ上告ヲ爲シ其上告ヲ理由アリトスル
トキハ原裁判所ノ管轄ナルトキハ其事件ヲ原裁判所ニ差戻シ他ニ正當
ノ管轄アルトキハ其事件ヲ該裁判所ニ移スヘク原裁判所ニ接近シタル
同等ノ裁判所ニ移スヘカラス

第三 私訴ノミニ對シテ上告ヲ爲シ之ヲ理由アリトスルトキハ其事件
ヲ管轄スル民事裁判所ニ移スヘク原裁判所ニ接近シタル同等ノ裁判所
ニ移スヘカラス何トナレハ刑事裁判所ニ於テ私訴ヲ裁判スルハ其公訴
ニ附帶スルカ爲メナレハ已ニ原判決ヲ破毀シテ私訴ノ獨立スルトキハ
正當ノ管轄裁判所ニアラサレハ其事件ヲ受理スルコトヲ得サレハナリ
然レトモ第二百九十條末段ニ依レハ之を其裁判所の民事部に移す可し
トアリ其裁判所トハ何レノ裁判所ナルカ明瞭ナラス單ニ法條ノ文勢ニ
由テ見レハ或ハ原裁判所ニ接近シタル同等裁判所ノ民事部ヲ指スモノ
ニ似ル然リト雖モ先ニ述ヘシカ如ク私訴ノ獨立スルトキハ管轄裁判所
ニ於テ之ヲ受理スヘキカ故ニ管轄ナラサル接近同等ノ裁判所ニ移スヘ

キ理ナキノミナラス原裁判所カ正當管轄ナルトキモ刑事部ト民事部トハ全ク別個ノモノナレハ之ヲ原裁判所ノ民事部ニ移シテ妨ナシ故ニ法文ニ所謂ル其裁判所トハ私訴ノ管轄裁判所ナイフモノニシテ即チ原裁判所管轄ナルトキハ之ヲ原裁判所ノ民事部ニ移スヘク又他ニ正當管轄ノ裁判所アルトキハ之ヲ其裁判所ノ民事部ニ移スヘキナリ

原判決ヲ破毀シテ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スヘキ原則ノ例外

○第二百八十七條

第一例外

〔八九八〕 以上述フルカ如ク原判決ヲ破毀スルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スナ原則トス然レトモ此規定ニ二個ノ例外アリ即チ其一ハ上告裁判所ニ於テ直チニ判決ヲ爲ス場合ニシテ第二百八十七條ニ之ヲ規定シ其一ハ破毀ニ止メテ其事件ヲ移サ、ル場合ニシテ第二百八十八條ニ之ヲ規定セリ

第二百八十七條 擬律の錯誤又は法律に背き公訴を受理したるに因り判決を破毀したるときは其事件を他の裁判所に移すことなく上告裁判所に於て直ちに判決を爲す可し

〔八九九〕 上告裁判所ニ於テ事實ノ覆審ヲ爲サスシテ直チニ其事件ヲ裁

上告裁判所ニ於テ直チニ判決ヲ爲ス場合

判スルコトヲ得ヘキトキハ別ニ之ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク直チニ其判決ヲ爲ス其場合ニアリ左ノ如シ

第一 擬律ノ錯誤ニ依リテ原判決ヲ破毀シタルトキ○擬律ノ錯誤ヲ理由トシテ上告ヲ爲ス場合ニ於テハ事實ハ全ク確定シテ其擬律ニ議論アルノミナレハ上告裁判所ハ直チニ擬律ノ當否ヲ斷定スルヲ得ヘシ是レ此場合ニ於テハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク直チニ判決ヲ爲ス所以ナリ
第二 法律上受理スヘカヲサル公訴ヲ受理シタルニ依リ原判決ヲ破毀シタルトキ○第六條ノ理由ニ依リテ消滅シタル公訴ヲ受理シテ本案ノ判決ヲ爲シタルニ依リ上告ヲ爲シ其上告ノ理由アルトキハ亦其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク直チニ判決ヲ爲ス何トナレハ公訴消滅ノ理由ノ有無ハ原判決其他ノ書類ニ依リテ確知スルヲ得ルカ故ニ上告裁判所ハ事實ヲ覆審セスシテ直チニ免訴ノ言渡ヲ爲スコトヲ得レハナリ

〔九〇〇〕 右ノ外治罪法第四百二十九條ニハ猶ホ第三ノ場合トシテ法律ニ背キ公訴ヲ受理セサルニ依リ原判決ヲ破毀シタルトキモ亦上告裁判所

治罪法ト對照

ハ直チニ判決ヲ爲スヲ得ヘキコトヲ規定シタリ然レトモ公訴受理スヘカ
ラサル言渡即チ免訴ノ言渡ヲ破毀シテ直チニ本案ノ判決ヲ爲サントスル
トキハ必ス其事件ノ顛末ヲ取調ヘ其事實ヲ審理セサルヘカラス如此キハ
上告裁判所ノ爲ス能ハサル所ナリ本法ニ於テ此場合ヲ刪除シタルハ蓋シ
至當ノ改正トイフヘシ

第二百八十八條 公判の手續規定に背きたることありと雖も其後の手
續に利害を及ぼさざるときは其事件を他の裁判に移すことなく止た其
手續を破毀す可し

〔九〇一〕 公判ノ手續ニハ其後ノ手續ニ利害ヲ及ホスモノト否ラサルモ
ノトノ別アリ例ヘハ證人タル能力ナキ者ヲ證人トシテ訊問セシモ其證言
ヲ採用セサルトキ若クハ公廷ニ於テ被告人ノ身體ヲ拘束シタルモ無罪又
ハ免訴ノ言渡ヲ爲シタルトキノ如キハ即チ公判ノ規定ニ背キタルモノナ
リト雖モ其後ノ手續ニ利害ヲ及ホスコトナシ此等ノ場合ニ於テハ其事件
ヲ他ノ裁判所ニ移スヘキ必要ナク又其本案ニモ關係ナシ然レトモ不法ノ

○第二百
八十八條

第二例外
單ニ破毀
ニ止メ其
事件ヲ他
ノ裁判所
ニ移サ、
ル場合

手續ハ之ヲ矯正セサルヘカラス然ラサレハ其法律ヲ徒法ナラシムルニ至
ル故ニ上告裁判所ハ單ニ其手續ノミヲ破毀シテ其事件ハ他ノ裁判所ニ移
スコトナシ

然レトモ右ニ以テ證人タル能力ナキ者ノ證言ヲ採用シタルトキノ如キハ
只手續ノ不法ナルノミナラス其結果ハ判決ニ影響ヲ及ホスヘキモノナリ
又公廷ニ於テ被告人ノ身體ヲ拘束シ終ニ刑ノ言渡ヲ爲シタルカ如キモ亦
本案ニ其影響ヲ及ホスヘキナリ故ニ此等ノ場合ニ於テハ單ニ其手續ヲ破
毀スルニ止メス原判決ヲ破毀シテ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移サ、ルヘカラ
ス

〔九〇二〕 茲ニ法律ニ規定ナキモ自ラ第二ノ例外中ニ入ルヘキモノアリ
即チ職權ヲ以テ判決スルコトヲ得ヘキ場合ノ外ニ於テ請求ヲ受ケサル事
件ニ付キ判決ヲ爲シ之ニ對シテ上告アリ上告裁判所カ之ヲ理由アリトス
ルトキハ單ニ原判決ヲ破毀スルニ止ムヘキナリ何トナレハ此場合ニ於テ
ハ其事件ハ素ト裁判スヘキモノニアラサレハ他ノ裁判所ニ移スヘキニア

尚ホ第二
ノ例外中
ニ入ルヘ
キ場合ナ
キヤ

ラス又上告裁判所モ裁判スヘキニアラサレハナリ

〔九〇三〕 原判決ヲ破毀スル場合ニ於テハ其如何ナル部分ヲ破毀スヘキカ又破毀ノ効力ハ何人ニ及フヘキカ之ヲ明了ナラシメサルヘカラス第二百八十九條第一項ハ破毀スヘキ範圍ヲ規定シ其第二項ハ破毀ノ効力ヲ規定シタルモノナリ

第二百八十九條 判決の一分に對し上告ありたる場合に於て他の部分に關係あるときは其部分をも破毀す可し

擬律の錯誤又は法律に背き公訴を受理したるに因り被告人の利益の爲めに判決を破毀したるときは其利益は上告を爲さざる共同被告人にも及はず可し

〔九〇四〕 不告不理ハ訴訟ノ原則ナルカ故ニ判決ノ一分ニ對シ上告アリタルトキハ其部分ニ對シ判決ヲ爲スニ止マリテ原判決ニハ他ニ尙ホ瑕璣アリト雖モ之ヲ以テ破毀ノ原由ト爲スコトヲ得ス然レトモ其上告アリタル一分ヲ破毀スルトキハ他ノ上告アラサル部分ニ關係ヲ及ホスヘキトキ

破毀ノ範圍

○第二百八十九條

ハ其部分ヲモ破毀セサルヲ得ス例ヘハ原判決ニ於テハ竊盜ノ罪アリトシテ刑ノ言渡ヲ爲シ且ツ其物品ヲ被害者ニ還付スヘキ言渡ヲ爲サノニ之ニ對シテ原判決ハ其物品ノ被告人ノ所有タル事實ヲ認メテ竊盜ニ問ヒタルハ不法ナリトシテ上告ヲ爲スカ如キ場合ニ於テ其上告ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ破毀セサルヲ得ス然ルニ私訴ノ判決ニ付テハ別ニ上告ヲ爲サ、ルヲ以テ之ヲ破毀セサルニ於テハ其物品ハ被告人ノ所有タルニ拘ハラズ之ヲ他人ニ還付スルカ如キ結果ヲ生セン又例ヘハ被告人ハ強盜ヲ爲シ且ツ婦女ヲ強姦シタル者トシタル判決ニ對シ其強盜ノ一事ノミニ付キ上告ヲ爲シ其上告ヲ理由アリトスルトキモ亦必ス原判決ノ全部ヲ破毀セサルヲ得ス然ラサレハ被告人ハ強盜ヲ爲サ、ルニ猶ホ刑法第三百八十一條強盜強姦ノ刑ニ問ハレサルヲ得サルカ如キ結果ヲ生セン是レ上告セサル部分ト雖モ其上告セシ部分ニ關係アルトキハ猶ホ之ヲ破毀スル所以ナリ

〔九〇五〕 不告不理ノ原則ハ審ニ破毀スヘキ範圍ヲ定ムルニ必要ナルノ

破毀ノ效力

ミナラス又破毀ノ效力ヲ受クヘキ人ヲ定ムルニ必要ナリ故ニ上告ノ效力ハ上告申立人ニ止マリ共犯人ト雖モ上告ノ申立ヲ爲サ、ル者ニ及フコトナシ然ルニ本條第二項ハ一個ノ例外ヲ規定シ破毀ノ效力ヲ共同被告人ニ及ホスヘキ場合ヲ示セリ但シ左ノ二條件ヲ要ス

第一 被告人ノ利益ノ爲メニ原判決ヲ破毀スルコト○被告人ノ利害ニ關セズ破毀ノ效力ヲ共同被告人ニ及ホストキハ上告ヲ爲サ、ル共同被告人ハ上告ヲ爲シタル者ノ爲メニ不利益ヲ受クルニ至ルヘシ利益ハ僥倖ニシテ之ヲ受ケシムルモ不利益ハ不幸ニシテ之ヲ受ケシムヘカラス故ニ破毀ノ效力ハ利益ノトキニアラサレハ他ニ及ホスコトナシ

第二 擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルコト○例ヘハ竊盜ノ正犯者ナリトシテ刑ノ言渡ヲ受ケタル者上告ヲ爲シ其物品ハ被告人ノ所有物ナリトシテ原裁判ヲ破毀シタル場合ニ於テハ其效力ハ上告ヲ爲サ、ル從犯ニ及フヘシ何トナレハ從犯ハ原判決ニ對シ上告ヲ爲サ、ルモ主タル竊盜ノ事實ナクシテ其從犯タルヘキ理ナケレハナリ又例ヘハ確定判決

アリタル事件ノ公訴ヲ受理シテ本案ノ判決ヲ爲シタル場合ニ於テ共同被告人ノ一人ヨリ上告ヲ爲シ原判決ヲ破毀スルトキハ其效力ハ亦上告ヲ爲サ、ル共同被告人ニ及フヘシ何トナレハ共同被告人ノ一人ニ對シ確定判決ニ因リ已ニ公訴ノ消滅シタルトキハ他ノ共同被告人ニ對シテモ亦自ラ公訴ハ消滅スヘケレハナリ

法律カ破毀ノ效力ヲ共同被告人ニ及ホスコトヲ以テ殊ニ此二個ノ場合ニ制限シタルハ如何ナル理由ナルカ曰ク上告裁判所ニ於テハ此二個ノ場合ニアラサレハ直チニ判決ヲ爲スコトヲ得ス隨テ其破毀ノ效力ハ共同被告人ノ利益タルヘキヤ否ヤ之ヲ知ルヘカヲサルニ依ル

〔九〇六〕 余ハ尙ホ此ニ第三ノ場合ヲ附加セントス即チ職權ヲ以テ判決スルヲ得サル場合ニ於テ請求ヲ受ケサル事件ニ付キ判決ヲ爲シタルニ因リ共同被告人ノ一人ヨリ上告ヲ爲シ上告裁判所ニ於テ之ヲ理由アリトシテ原判決ヲ破毀シタルトキハ亦其利益ヲ他ノ上告ヲ爲サ、ル共同被告人ニ及ホサ、ルヘカラス何トナレハ其事件ハ共同被告人全體ニ對シテ曾テ

尙ホ破毀ノ效力ヲ共同被告人ニ及ホスヘキ場合ナキヤ

請求ナキモノニシテ而シテ其利益ヲ他ニ及ホスヘキハ上告ニ關スル法律ノ精神ナレハナリ

○第二百九十一條

第二百九十一條 第二百六十五條の規定は上告にも亦之を準用す

本條ハ上告ノ判決ニ關スル制限ハ控訴ノ判決ニ關スル制限ニ準スヘキニトテ定メタルモノニシテ既ニ第二百六十五條ニ於テ解説シタルハ此ニ贅セス(八四六號以下)

○第二百九十二條

第二百九十二條 第一審裁判所と第二審裁判所とを問はず法律に於て得せざる所爲に對し刑を言渡し又は相當の刑より重き刑を言渡したる場合に於て期間内に上訴する者なくして其判決確定したるときは其事件に付き上告を受くる權ある裁判所の檢察は司法大臣の命に因り又は職權を以て何時にても其裁判所に非常上告を爲すことを得非常上告を理由ありとするときは原判決を破毀し直ちに其事件に付き判決を爲す可し

本條ハ非常上告ノ規定ナリ

非常上告

(九〇七) 非常上告ハ再審ト同ク其ニ被告人ノ利益ノ爲メ確定判決ニ對シテ爲ス所ノ上訴ナリ只非常上告ハ法律上ノ錯誤ヲ改正スルニ在ルノミ故ニ再審トハ其目的ヲ異ニス

非常上告
ヲ爲スニ
必要ナル
條件

(九〇八) 非常上告ヲ爲スニハ左ノ二條件ヲ具備スルコトヲ要ス
第一 確定判決ニ對スルコト○判決ノ確定セサルトキハ通常ノ上訴ニ依テ其誤謬ヲ矯正スルコトヲ得レハ殊ニ非常上告ヲ爲スヘキニアラス
然レトモ此條件ニハ一個ノ例外アリ即チ確定判決ト雖モ上告裁判所ノ判決ニ對シテハ非常上告ヲ爲スヲ得サルコト是レナリ此例外ハ法律ニ明文ナキカ如シト雖モ今法文ノ冒頭ニ「第一審裁判所と第二審裁判所とを問はず」トアリテ上告裁判所ニ及ハサルノミナラス又其後文ニ「期間内に上訴する者なくして其判決確定したるとき」トアリ上告裁判所ノ判決ニ對シテハ素トヨリ上訴スルヲ得ス隨テ期間内に上訴スル者ナクシテ判決ノ確定スヘキ理アラサルナリ況ンヤ上告スル前ニハ已ニ故障控訴等上訴ノ方法ヲ盡シタルニ於テナリ

第二 法律ノ將セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタルニ由リ被告人ノ利益ノ爲メニスルコト〇之ヲ要スルニ被告人ノ利益ノ爲メニアラサレハ非常上告ヲ爲スコトヲ得ス已ニ確定シタル判決ナレハ被告人ノ不利益ノ爲メニ更正スヘキニアラス

非常上告
ヲ爲スチ
得ル者

〔九〇九〕 非常上告ヲ爲スコトヲ得ルハ獨上告裁判所ノ檢事ノミ而シテ上告裁判所ノ檢事ハ其職權ヲ以テ非常上告ヲ爲スコトヲ得ヘク又司法大臣ノ命令アルトキハ必ス之ヲ爲サルヘカラス被告人ハ再審ノ訴ハ之ヲ爲スコトヲ得レトモ非常上告ハ之ヲ爲スコトヲ得ス是レ被告人ハ通常ノ上訴方法ヲ盡スヘキニ之ヲ盡サル者ナルヲ以テナリ

非常上告
ハ刑ノ消
滅ニ關セ
ス之ヲ爲
スコトヲ
得ヘキヤ

〔九一〇〕 非常上告ハ刑ノ消滅シタル後ニモ之ヲ爲スコトヲ得ヘシ法文ニ何時にても下アルハ是レカ爲メナリ而シテ體刑ノ如キハ已ニ之ヲ執行スレハ原判決ヲ取消スモ回復ノ途ナシト雖モ名譽ハ回復スルヲ得ヘク又罰金沒收ノ如キハ素トヨリ回復スルヲ得ヘキナリ又此場合ニ於テハ第三百九條ノ方法ヲ準用スルヲ得ヘキナリ

非常上告
ノ場合ニ
於ケル手
續

〔九一一〕 或曰ク非常上告ノ場合ニ於テモ亦通常上告ト同ク相手方ニ上告趣意書ヲ送達シ其答辯書ヲ徴スヘク相手方ハ辯護士ヲ差出スコトヲ得ヘク特ニ重罪事件ニ關シテハ上告裁判所長ノ職權ヲ以テ必ス辯護士ヲ選任セサルヘカラスト余曰ク此說非ナリ上告裁判所ノ檢事カ非常上告ヲ爲スハ其訴訟關係人タルカ故ニアラス一ニ公益ヲ保護スルカ爲メナリ而シテ原訴訟關係人ハ判決確定ノ後ニ於テ相手方ト稱スヘキ者ニアラサルナリ非常上告ハ訴訟トイハソヨリ聲口請願トイフヘキモノナリ故ニ通常訴訟ノ手續ニ依ルヘキモノニアラス

然レトモ非常上告モ亦一種ノ上告ナルカ故ニ苟モ其性質ニ背カサル限りハ通常上告ノ規定ヲ準用スヘキナリ故ニ非常上告アリタルトキハ第二百八十條ニ依テ受命判事ヲ定ムヘク又第二百七十二條ニ依テ判決ノ執行ヲ停止スヘシ

ノ場合ヲ規定スル以上ハ又棄却ノ場合ヲモ規定セサルヘカラス况ンヤ非常上告ハ第一項ニ規定セルカ如ク擬律ノ錯誤ノ場合ニ限ルヘキモノナレハ原判決ヲ破毀スルトキハ上告裁判所ニ於テ直チニ判決ヲ爲スヘキハ殊ニ法律ノ規定ヲ要セサルヘケレハナリ

〔九一三〕 通常上告ト非常上告トノ差別ハ左ノ如シ

第一 通常上告ハ確定判決ニ對シテハ之ヲ爲スコトヲ得ス非常上告ハ確定判決ニ對シテノミ之ヲ爲スコトヲ得(二七一條)

第二 通常上告ハ第二審ノ本案判決又ハ第八十七條ニ規定セル本案前ノ判決ニ對スルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス非常上告ハ第二審ハ勿論第一審ノ本案判決ニ對シテモ亦之ヲ爲スコトヲ得ヘシ但第八十七條ニ規定セル本案前ノ判決ニ對シテハ之ヲ爲スコトヲ得ス(二六七條)
第三 通常上告ハ總テ法律ニ違背シタルコトヲ理由トシテ之ヲ爲スコトヲ得非常上告ハ擬律ノ錯誤ヲ理由トスルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス(二六八條二六九條)

通常上告
ト非常上
告トノ差
別

第四 通常上告ハ檢事其他訴訟關係人ハ皆之ヲ爲スコトヲ得非常上告ハ其事件ヲ受理スヘキ上告裁判所ノ檢事ニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス(二四二條以下二四四條)

第五 通常上告ハ被告人ノ不利益ノ爲メニモ之ヲ爲スコトヲ得非常上告ハ被告人ノ利益ノ爲メニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
第六 通常上告ハ私訴ノ判決ニ對シテモ之ヲ爲スコトヲ得非常上告ハ公訴ノ判決ニ對スルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス(二四二條)

第四章 抗告

〔九一四〕 抗告ハ治罪法ニ規定シタル豫審上訴ニシテ而シテ其範圍ヲ擴張シタルモノナリ治罪法ノ豫審上訴ハ單ニ豫審處分ニ限リ爲スコトヲ許セシモ本法ニ於テハ右ノ外公判ノ處分ニ對シテモ抗告ヲ爲スコトヲ許シタリ故ニ抗告トハ法律ニ特定シタル場合ニ於テ豫審又ハ公判ノ決定ニ對シテ爲ス所ノ上訴ナリトイフヘキナリ

〔九一五〕 抗告ハ原決定ニ係ル事實ヲ覆審シ其當否ヲ裁判スルモノニシ

抗告トハ
如何

控訴ト抗

テ而シテ其審判ハ上級裁判所ニ於テスルカ故ニ頗ル控訴ニ類似スト雖モ亦其差別ナキニアラス即チ左ノ如シ

第一 控訴ハ判決ニ對シテ爲ス所ノ上訴ニシテ抗告ハ決定ニ對シテ爲ス所ノ上訴ナリ詳言スレハ控訴ハ本案ノ判決又ハ第百八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シテ爲スモノニシテ抗告ハ豫審處分又ハ本案ノ判決ニ至ルマテノ處分及ヒ裁判執行上ノ決定ニ對シテ爲スモノナリ(二五〇條)

第二 控訴期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ五日トス(二五二條)抗告期間ハ裁判ノ送達アリタル日ヨリ三日トス(二九五條)

第三 控訴ハ口頭辯論ヲ經テ其判決ヲ爲シ抗告ハ書類ニ依テ其裁判ヲ爲ス(二九七條)

第四 控訴ノ申立テ理由アリトスルモ原裁判所ハ其不服ノ點ヲ更正スルコトヲ得ス抗告ノ申立テ理由アリトスルトキハ更正スルコトヲ得(二九六條)

第五 控訴ノ判決ニ對シテハ上告ヲ爲スコトヲ得レトモ抗告ノ裁判ニ對シテハ總テ上訴ヲ爲スコトヲ得ス(二九四條)

シテハ總テ上訴ヲ爲スコトヲ得ス(二九四條)

九一六) 本章總テ八條ニシテ第二百九十三條ハ抗告スルヲ得ヘキ場合第二百九十四條ハ抗告ヲ裁判スヘキ裁判所及ヒ抗告ノ裁判ニ對スル上訴第二百九十五條ハ抗告ノ期間第二百九十六條ハ抗告ヲ爲ス手續及ヒ其裁判前ノ處分第二百九十七條ハ抗告ノ裁判方法第二百九十八條ハ抗告事件ノ取調ニ關スル特例第二百九十九條第三百條ハ抗告ニ對スル裁判ヲ規定シタルモノナリ

第二百九十三條 抗告は法律に於て特に許したる場合に限り之を爲すことを得

(九一七) 治罪法ニ於テモ豫審處分ニ對シテ上訴スルコトヲ許シタリ然レトモ如何ナル場合ト雖モ上訴ヲ許シタルニアラス其場合ハ明ニ之ヲ限定セリ本法モ亦同様ニシテ其場合ヲ限定シテ抗告ヲ爲スコトヲ許シタリ今本法ニ於テ抗告ヲ許シタル場合左ノ如シ

第一 忌避ノ申請ヲ不當ナリト決定シタルトキ(四二條)

○第二百九十三條
抗告ヲ爲シ得ヘキ場合
控訴ト同
シテ申立テ
レハ即抗

告スルヲ
得ルヤ又
ハ手續等
ノ取極メ
ルトキニ
限ルヤ

第二 證人鑑定人故ナク呼出ニ應セサルニ依リ費用ノ賠償及ヒ罰金ヲ言渡シタルトキ(一一八條一三六條一九〇條)

第三 證人鑑定人宣誓ヲ背セス又ハ宣誓シテ供述鑑定ヲ背セサルニ依リ刑法第七十九條及ヒ第八十條ニ從ヒ罰金ヲ言渡シタルトキ(一二六條一三八條一九〇條)

第四 證人其供述ヲ確實ナラシムル爲メ犯所其他ノ場所ニ同行ヲ命セラレタルモ之ヲ背セサルニ依リ費用ノ賠償及ヒ罰金ヲ言渡シタルトキ(一二八條)

第五 法律ニ特定シタル豫審終結ノ決定(一七二條)

第六 期間ヲ經過シタル控訴上告ノ申立ヲ棄却シタルトキ(二五五條二七六條)

第七 刑ノ言渡ニ對スル疑義ノ申立又ハ其執行ニ對スル異議ノ申立ニ付キ決定ヲ爲シタルトキ(三二二條)

第二百九十四條 抗告に付ては直近の上級裁判所其裁判を爲す可し

○第二百九十四條

抗告ヲ爲
判スヘキ
裁判所

豫審上訴
タル抗告
ハ上級裁
判所ニ於
テスルカ
故ニ實際
事務滯滞
ノ恐ナキ

抗告裁判所の裁判に對しては抗告申立人より更に抗告を爲すことを得ず

(九一八) 本條第一項ハ抗告ハ直近ノ管轄上級裁判所ニ於テ其裁判ヲ爲スヘキコトヲ規定シタルモノニシテ治罪法ニ於テ原裁判所會議局ヲシテ豫審上訴ヲ裁判セシメタルヲ改正シタルモノナリ蓋シ會議局ハ一箇特立ノモノナリト雖モ要スルニ原裁判所ノ一部局ニ過キサルカ故ニ或ハ世人ヲシテ其裁判ノ公平ナラサルヲ疑ハシムルカ如キコトナキニシモアラズ又其局員ニ於テモ人ノ常情トシテ多少其心ヲ動カサ、ルコトナキヲ保セス是レ此改正アル所以ナリ

然レトモ本項ハ不明了ニシテ又其必要ナキモノニ似タリ所謂直近ノ上級裁判所トハ管轄ノ如何ニ拘ハラス上級裁判所ニシテ苟モ最近ノモノナレハ即チ抗告裁判所タルカ如キ疑アリ然レトモ管轄ノ上級裁判所ニアラサレハ抗告裁判所タルヘキニアラス又裁判權ノコトハ已ニ構成法ニ之ヲ明示シタルハ殊ニ本法ニ之ヲ規定スルヲ要セサルナリ(構成法二七條三七

ニアラス
抗告ノ裁
判ニ對シ
テ更ニ上
訴ヲ爲ス
コトヲ得
ルヤ

條五〇條

〔九一九〕 抗告ノ裁判ニ對シテハ更ニ上訴ヲ爲スコトヲ得ス法文ニハ「更ニ抗告を爲すことを得ず」トアレトモ抗告ノミニアラス控訴上告等一切ノ上訴ヲ爲スヲ許サ、ルナリ上訴ハ總テ特別ノモノナレハ其明文ナキモノハ總テ之ヲ爲スヲ得ス故ニ抗告ヲ許サ、ル明文モ亦記載スル必要ナシ又法文ニ「抗告申立人より云々」トアルカ故ニ抗告申立人ニアラサレハ抗告裁判所ノ裁判ニ對シ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得ヘキカ如シ然レトモ法律ノ精神ハ如此クナルニハアラサレヘシ又附帶ノ抗告ノ如キモ其明文ナキヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得サルヘキナリ

第二百九十五條 抗告の期間は裁判の送達ありたる日より三日とす

〔九二〇〕 決定ハ判決ノ如ク公廷ニ於テ言渡スニアラスシテ決定書ノ送達ヲ以テ爲スモノナルカ故ニ之ニ對スル抗告ノ期間モ亦其送達ノ日ヨリ起算ス此日ハ即チ抗告申立人ノ決定ヲ知了シタル日ナリ而シテ其期間ハ三日トス

〇第二百
九十五條
抗告ノ期
間

〇第二百
九十六條

第二百九十六條 抗告を爲すには其中立書を原裁判を爲したる裁判所

又は豫審判事に差出す可し

其裁判所又は豫審判事に於て抗告を理由ありとするときは不服の點を更正し又理由なしとするときは意見を付して三日内に抗告申立書を抗告裁判所に送致し且豫審終結の決定に對する抗告に付ては訴訟記録をも送致す可し

抗告ヲ爲
スノ手續

〔九二一〕 裁判所ノ決定ニ對スル抗告申立書ハ之ヲ原裁判所ニ差出スヘク豫審判事ノ決定ニ對スル抗告申立書ハ之ヲ原豫審判事ニ差出スヘシ是レ抗告裁判所ニ差出す手續ヲ省クノミナラス又原裁判所又ハ原豫審判事ニ於テ其不服ノ點ヲ更正シ若クハ意見ヲ付スルニ便ナラシメン爲メナリ然レトモ抗告ハ猶ホ上告ト等シク書類ニ依テ裁判スルモノナレハ只一個ノ申立書ノミニテハ到底原決定不服ノ理由ヲ詳盡スルコト能ハス故ニ治罪法ニ於テハ豫審ノ上訴ヲ爲スニハ管ニ申立書ヲ差出スニ止マラス猶ホ趣意書ヲ差出スヘキモノト爲シタリ(治罪法二三五條二四八條)然ルニ本法

ニ於テハ單ニ申立書ヲ差出スコトヲ規定セルニ止マリ趣意書ノ事ヲ規定セサルカ故ニ茲ニ所謂申立ハ控訴若クハ上告ノ申立書ニ異ナリ當ニ抗告ノ申立ヲ爲スニ止マラス原決定ニ不服ノ理由趣意ヲモ記載スヘキモノト解セサルヘカラス

抗告ノ申立書ハ控訴又ハ上告ニ異ナリ相手方ニ送達スヘキ旨ヲ規定セス蓋シ多クノ場合ニ於テハ相手方ナキニ依ルモノナルヘシト雖モ期間ヲ經過シタル控訴上告ノ申立ヲ棄却シタルニ依リ抗告ヲ爲ストキノ如キ其抗告ノ成立如何ハ大ニ相手方ノ利害ニ關スヘキカ故ニ又其意見ヲ聽クノ必要アリ然レトモ本法ニ於テハ其明文ナキカ故ニ別ニ之ヲ送達スルニ及ハサルナリ

抗告裁判
前ノ手續

〔九二二〕 抗告ノ申立書ヲ受ケタル裁判所又ハ豫審判事ニ於テ其抗告ヲ理由アリトスルトキハ其不服ノ點ヲ更正スルコトヲ得是レ治罪法ト大ニ異ナル所ニシテ治罪法ニハ此規定ナカリシカ故ニ豫審判事ニ於テ其處分ノ非ナルコトヲ知ルモ之ヲ更正スルニ由ナク法律ハ過テ改ムルヲ容ナ

ラシメシナリ抗告ノ目的ハ要スルニ原決定ノ不法ヲ更正スルニ在レハ苟モ其不法ヲ更正スルヲ得ルニ於テハ申立人ニ在テハ原裁判所又ハ原豫審判事ニ於テ之ヲ爲スト抗告裁判所ニ於テ之ヲ爲ストハ選ム所ニアラス果シテ更正スヘクシテハ原豫審判事ニ於テ之ヲ爲スノ簡便ニシテ且ツ迅速ナルニ如クコトナカルヘシ

然レトモ右ニ反シ其抗告ヲ理由ナシトスルトキハ抗告裁判所ノ裁判ヲ受ケサルヲ得ス故ニ原裁判所又ハ原豫審判事ハ意見ヲ付シテ三日内ニ其申立書ヲ抗告裁判所ニ送致セサルヘカラス且ツ此場合ニ於テ豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ニ付テハ訴訟記録ヲモ送致セサルヘカラス何トナレハ豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ノ如キハ他ノ抗告ヲ爲スヘキ場合ト異ナリテ頗ル錯雜煩雜ナルニ由リ充分ニ其事實ヲ審理スルコトヲ要スレハナリ

第二百九十七條 抗告裁判所に於ては檢察官の意見を聞き書類に依り抗告の裁判を爲す可し

〔九二三〕 抗告ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ書類ニ依テ裁判ス檢察官ノ意見ヲ聽ク

○第二百九十七條
抗告ノ裁判方法

抗告ノ裁
判ハ之ヲ
公開スヘ
キヤ

コトヲ要スルハ裁判ノ公正ヲ維持シ社會及ヒ被告人ノ利益ヲ保護セシカ
爲メニシテ又口頭辯論ヲ經ス書類ニ依テ裁判スルハ抗告事件ハ概シテ簡
單ニシテ別ニ抗告裁判所ニ出廷セシメテ辯論セシムルヲ要セサルニ由ル
〔九二四〕 抗告ノ裁判ハ之ヲ公開スヘキヤ曰ク公開スヘキモノニアラス
抗告ハ前陳ノ如ク口頭辯論ヲ經スシテ書類ニ依テ裁判スルモノナリ隨テ
檢事ノ意見モ書面ヲ以テ問ヒ書面ヲ以テ答フルコトナレハ訟廷ヲ公開ス
ル必要ナシ殊ニ其豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ノ如キハ其元ト豫審處分
ニ出テシモノナルニ於テテヤ裁判公行ハ口頭辯論ヲ經ル審判ノ原則ニシ
テ口頭辯論ヲ經サルモノニ適用スヘキニアラス

○第二百
九十八條

第二百九十八條 豫審終結ノ決定ニ對する抗告に付き抗告裁判所に於
て必要なりとするときは受命判事をして事件の取調を爲し報告を爲
さしむることを得

抗告事件

〔九二五〕 豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ハ只其手續ノ當否ヲ論スルニ止
受命判事は豫審判事に屬する處分を爲すことを得

ノ取調ニ
關スル特
例

マラスシテ其本案ノ事實ニ關スルモノアリ隨テ其事實ノ取調ヲ必要トス
ルコトアリ此場合ニ於テハ抗告裁判所ハ受命判事ニ其事實ヲ取調ヘテ報
告セシムルヲ得而シテ受命判事ノ選定ニ付テハ別ニ其規定ナシト雖モ上
告ノ場合ニ準シ裁判長ヨリ之ヲ選定スヘキナリ(二八〇條)

受命判事ナシテ事實ヲ取調ヘテ其報告ヲ爲サシメンニハ豫審判事ト同一
ノ處分ヲ爲スコトヲ得セシメサルヘカラス故ニ法律ハ明文ヲ掲ケテ受命
判事ニ被告人又ハ證人ヲ訊問シ鑑定ヲ命シ臨檢又ハ搜索ヲ爲シ物件ノ差
押ヲ爲ス等總テ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ許シタリ

○第二百
九十九條

第二百九十九條 抗告裁判所に於ては抗告を許す可きや否や又抗告の
期間内に於て申立を爲したるや否やを調査し此要件の一を闕くとき
は其抗告を棄却す可し

○第三百
條

第三百條 抗告裁判所に於て抗告を理由ありとするときは原裁判を取
消し自ら更に裁判を爲し又抗告を理由なしとするときは之を棄却す
可し

抗告裁判ノ種類

(九二二六) 抗告ノ裁判ニハ二種ノ區別アリ曰ク棄却ノ裁判曰ク取消ノ裁判是レナリ

第壹項却ノ裁判

第壹 棄却ノ裁判○棄却ノ裁判ヲ爲スヘキ場合左ノ如シ

一 法律ニ於テ抗告ヲ許サ、ル場合○抗告ハ法律ニ於テ特ニ許シタル場合ニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス故ニ法律ノ抗告ヲ許サ、ル場合ニ於テ抗告ヲ爲スモ其抗告ハ到底無効タルヲ免レス是レ之ヲ棄却スル所以ナリ(二九三條)

二 期間ノ經過後ニ抗告ヲ爲シタル場合○期間ヲ經過スルトキハ抗告ヲ爲ス權ヲ失フ故ニ期間經過後ニ係ル抗告モ亦無効ノモノニシテ之ヲ棄却セサルヲ得ス(二九五條)

三 抗告ヲ理由ナシトスル場合○法律ノ許シタル場合ニ於テ其期間内ニ抗告ヲ爲スト雖モ其抗告ニ相當ノ理由ナキトキハ亦棄却セサルヲ得ス

第貳項取消ノ裁判

第貳 取消ノ裁判○抗告裁判所ハ控訴裁判所ト同ク事實ヲ覆審スルコト

ヲ得ルカ故ニ原裁判ニシテ事實ニ反シ法律ニ違背スルトキ即チ抗告ヲ理由アリトスルトキハ原裁判ヲ取消シ更ニ其抗告ノ事件ニ付キ裁判ヲ爲スヘキナリ

原裁判ヲ取消ス裁判ヲ爲スヘキ場合ニ於テ被告人ノ抗告ニ係ルトキハ被告人ニ不利ナル裁判ヲ爲スコトヲ得ス是レ本章ニ規定セサル所ナリト雖モ第二百六十五條及ヒ第二百九十一條ヲ準用シテ如此クセサルヘカラス又實際ニ於テモ已ニ抗告ヲ理由アリトシテ猶ホ抗告申立人ニ不利ノ裁判ヲ爲スカ如キコトハ是レナカルヘキナリ

抗告ヲ爲スヲ得ヘキ者

(九二二七) 抗告ヲ爲スヲ得ヘキ者ハ如何曰ク本章ニハ其規定ナシ故ニ通則第二百四十二條乃至第二百四十四條ニ依リ上訴ヲ爲スヲ得ル者ハ亦抗告ヲ爲スヲ得ヘキナリ抗告モ一上訴ニ外ナラサレハ上訴ノ通則ニ從フヘキハ當然ナリ

抗告ノ效力

(九二二八) 抗告ノ効力如何即チ抗告アリタルトキハ原決定ノ執行ヲ停止スヘキヤ否ヤ曰ク是レ亦本章ノ規定セサル所ナリ故ニ各本條ノ規定ニ依

ラサルヘカラス但シ第二百五十五條及ヒ第二百七十六條ノ場合ニ於テ其規定ナキハ執行ヲ停止スヘキ事實ナク又第三百二十二條ノ場合ニ於テ其規定ナキハ當然執行ヲ停止スヘカラサルニ由ルナリ

第六編 再審

〔九二九〕 再審ノ訴モ亦上訴ノ一種ナリ然ルニ上訴ノ規定ニ係ル第五編中ニ規定セスシテ特ニ第六編ニ之ヲ規定セシハ此方法タル異常例外ノモノニシテ通常上訴ノ規定ト大ニ其趣ヲ異ニスルニ依ルナリ今其一ニテ掲クレハ再審ノ訴ハ期間ニ制限ナク判決確定ノ後ニ在テハ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得ヘク又此訴ハ特定ノ犯罪ニ對シ特定ノ原由アルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ許サ、ルカ如キ是レナリ故ニ再審ノ訴トハ被告人ノ利益ノ爲メ特別ナル事實ノ覆審ヲ求ムルカ爲メニ確定判決ニ對シテ爲ス異常例外ノ上訴タイプ

再審ノ訴
ト非常上
告トノ差

〔九三〇〕 再審ノ訴ハ非常上告ト同シク確定判決ノ効力ヲ破ルモノナレトモ再審ノ訴ハ事實ノ錯誤ヲ匡正スルヲ目的トシ非常上告ハ法律ノ錯誤

別

ヲ匡正スルヲ目的トス尙ホ其差別ノ重要ナルモノ左ノ如シ

第一 非常上告ハ重罪輕罪違警罪ノ刑ノ言渡ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得再審ノ訴ハ重罪輕罪ノ刑ノ言渡ニ對スルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
第二 非常上告ハ其事件ニ付キ上告ヲ受クヘキ上告裁判所ノ檢事ニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス再審ノ訴ハ其他ノ者ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得

（三〇二條）

〔九三一〕 本編總テ九條ニシテ其第三百一條ハ再審ノ訴ヲ爲シ得ヘキ場合即チ其要件及ヒ原由第三百二條ハ再審ノ訴ヲ爲シ得ヘキ人第三百三條ハ其期間第三百四條ハ其訴ヲ爲ス手續第三百五條第三百六條ハ其審理ノ手續第三百七條第三百八條ハ其判決第三百九條ハ再審ニ依リ無罪ニ歸シタル者ノ爲メニスル名譽回復ノ方法ヲ規定シタルモノナリ

○第三百
一條

第三百一條 再審の訴は左の場合に於て重罪、輕罪の刑の言渡に對し被告人の利益の爲め之を爲すことを得但判決確定の後に非されは之を爲すことを得す

ラサルヘカラス但シ第二百五十五條及ヒ第二百七十六條ノ場合ニ於テ其規定ナキハ執行ヲ停止スヘキ事實ナク又第三百二十二條ノ場合ニ於テ其規定ナキハ當然執行ヲ停止スヘカラサルニ由ルナリ

第六編 再審

〔九二九〕 再審ノ訴モ亦上訴ノ一種ナリ然ルニ上訴ノ規定ニ係ル第五編中ニ規定セスシテ特ニ第六編ニ之ヲ規定セシハ此方法タル異常例外ノモノニシテ通常上訴ノ規定ト大ニ其趣ヲ異ニスルニ依ルナリ今其一二三ヲ掲クレハ再審ノ訴ハ期間ニ制限ナク判決確定ノ後ニ在テハ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得ヘク又此訴ハ特定ノ犯罪ニ對シ特定ノ原由アルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ許サ、ルカ如キ是レナリ故ニ再審ノ訴トハ被告人ノ利益ノ爲メ特別ナル事實ノ覆審ヲ求ムルカ爲メニ確定判決ニ對シテ爲ス異常例外ノ上訴ナイン

再審ノ訴
ト非常上
告トノ差

〔九三〇〕 再審ノ訴ハ非常上告ト同シク確定判決ノ効力ヲ破ルモノナレトモ再審ノ訴ハ事實ノ錯誤ヲ匡正スルヲ目的トシ非常上告ハ法律ノ錯誤

別

ヲ匡正スルヲ目的トス尙ホ其差別ノ重要ナルモノ左ノ如シ

第一 非常上告ハ重罪輕罪違警罪ノ刑ノ言渡ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得再審ノ訴ハ重罪輕罪ノ刑ノ言渡ニ對スルニテサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
第二 非常上告ハ其事件ニ付キ上告ヲ受クヘキ上告裁判所ノ檢事ニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス再審ノ訴ハ其他ノ者ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得

（三〇二條）

〔九三一〕 本編總テ九條ニシテ其第三百一條ハ再審ノ訴ヲ爲シ得ヘキ場合即チ其要件及ヒ原由第三百二條ハ再審ノ訴ヲ爲シ得ヘキ人第三百三條ハ其期間第三百四條ハ其訴ヲ爲ス手續第三百五條第三百六條ハ其審理ノ手續第三百七條第三百八條ハ其判決第三百九條ハ再審ニ依リ無罪ニ歸シタル者ノ爲メニスル名譽回復ノ方法ヲ規定シタルモノナリ

第三百一條 再審の訴は左の場合に於て重罪、輕罪の刑の言渡に對し被告人の利益の爲め之を爲すことを得但判決確定の後に非されは之を爲すことを得ず

○第三十一條

第六編 再審 第三十一條

再審ノ訴

- 第一 人を殺したる罪に付き刑の言渡ありたるも其殺されたりと認められし者犯罪後生存し又は犯罪前既に死去したる確證ありたるとき
 - 第二 同一の事件に付き共犯に非ずして別に刑の言渡を受けたる者ありたるとき
 - 第三 犯罪ある以前に作りたる公正證書を以て當時其場所に在らざることを證明したるとき
 - 第四 被告人を陪審したる罪に因り刑の言渡を受けたる者ありたるとき
 - 第五 公正證書を以て訴訟記録に偽造又は錯誤あることを證明したるとき
 - 第六 判決の憑據と爲りたる民事上の判決他の確定と爲りたる判決を以て廢棄若くは破毀せられたるとき
- (九三二) 再審ノ訴ヲ爲スニハ左ノ三個ノ條件ヲ具備スルヲ要ス

ヲ爲スニ
必要ナル
條件

第一殺人
罪ニ付キ
刑ノ言渡
アリタル
モ其殺サ
レタリト

- 第一 確定判決ニ對スルコト○判決確定セザルトキハ通常ノ上訴方法ニ依テ其誤謬ヲ匡正スルコトヲ得レハ再審ノ如キ非常ノ上訴方法ニ依ルヘキ必要ナシ
- 第二 重罪輕罪ノ刑ノ言渡ニ對シ被告人ノ利益ノ爲メニスルコト○法律カ再審ノ訴ヲ以テ重罪輕罪ニ制限シタルハ此等ノ罪ハ大ニ被告人ノ名譽及ヒ利益ニ關スルモノナレトモ違警罪ノ如キハ如此キ關係ナキヲ以テナリ
- 第三 法定ノ原由アルコト○再審ノ訴ハ素トヨリ異常例外ノ方法ナルヲ以テ法律ニ定メタル特別ノ原由アルニアラサルハ許スヘキニアラス其原由ハ左ニ之ヲ説述セン
- (九三三) 第一原由 殺人罪ハ被害者ノ死去ヲ以テ其要件トス故ニ殺人罪ノ被告人トシテ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリ其後ニ至リ被害者ト認メラレシ者犯罪後現ニ生存シ若クハ犯罪前既に死去シタル確證アルトキハ其犯罪ニ依テ死去シタルニアラサルコト明白ニシテ隨テ殺人罪ノ既遂犯アリ

認ラレ
シ者犯罪
後生存シ
又ハ犯罪
前既ニ死
去シタル
確證アリ
タルトキ

ルヘキ理ナキカ故ニ原判決ノ錯誤ヲ改正セシカ爲メ再審ノ訴ヲ爲スナ許
サ、ルヘカラス蓋シ此確證アリト雖モ被告人ハ必シモ無罪人トハイフヘ
カラス或ハ殺人罪ノ未遂犯ニ止メ若シハ他人ヲ殺害シタルモ知ルヘカラ
ス然レトモ其被害者ト認メラレシ者ヲ殺シタルニアラサルコトハ疑ナ容
ルヘキニアラス而シテ茲ニ所謂確證トハ其誓證タルト人證タルトナ問
ハス總テ確實ナル信憑力ヲ有スル證據チイフモノニシテ其取捨ハ一ニ判
事ノ權内ニ在リ

第二同一ノ
事件ニ付キ
共犯ニ非ス
シテ別ニ刑
ノ言渡ヲ受
ケタル者ア
リタルトキ

(九三四) 第二原由 共犯ニアラサレハ同一事件ニ付キ數人其罪ヲ犯ス
ヘキ理ナシ故ニ同一事件ニ付キ共犯ニアラスシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタ
ル者アルトキハ其一人ノ無罪タルヘキハ言ヲ俟タス是レ再審ノ訴ヲ許ス
所以ナリ

第三犯罪
アル以前
ニ作リタ
ル公正證

(九三五) 第三原由 其場所ニ在ルニアラサレハ犯スコト能ハサル罪ニ
付キ犯罪ノ當時其場所ニ在ラサリシ確證アルトキハ其被告人ノ所爲ニア
ラサルコト明ナリ故ニ犯罪アル以前官吏公吏ノ作爲ニ係リタル公正證書

得ナ以テ
當時其場
所ニ在ラ
サルコト
ヲ證明シ
タルトキ

チ以テ犯罪ノ當時其場所ニ在ラサリシコトヲ證明シタルトキハ又再審ノ
訴ヲ許サ、ルヘカラサルナリ此原由ニ付テハ三個ノ要件ヲ必要トス左ノ
如シ

- 一 犯罪ニ關係スルコトヲ得サルヘキ場所ニ在リタルコト○縱令ヒ當
時犯罪ノ場所ニ在ラサルモ東京横濱間若クハ大阪神戸間ノ如キ往來ノ
便ナル土地ニ在テハ未タ全ク其犯罪ニ關係ナシト斷定スルコト能ハス
是レ此要件ヲ必要トスル所ナリ
- 二 其場所ニ在ルニアラサレハ關係スルコトヲ得ヘカラサル犯罪ナル
コト○共謀若クハ教唆シテ或ル罪ヲ犯サシムルカ如キハ身其場所ニ在
ラサルモ猶ホ之ヲ爲スコトヲ得ヘシ故ニ犯罪ノ當時長崎ニ在リシ者東
京ニ於テ竊盜ヲ爲シタリト言渡シタル場合ノ如キ其場所ニ在ルニアラ
サレハ犯スコトヲ得サルヘキ罪タルコトヲ要スルナリ
- 三 犯罪アル以前ニ作リタル公正證書ヲ以テ以上ノ二要件ヲ證明スル
コト○其公正證書ナルコトヲ要スル所以ハ其記事及ヒ日付ノ確實ナル

コトヲ望ムニ在リテ其犯罪アル以前ニ作リタルモノナルコトヲ要スル
所以ハ若シ犯罪以後ニ作リタルモノナルトキハ犯罪人ニ於テ其罪ヲ免
レンカ爲メ詐偽ヲ以テ之ヲ作爲セシメタルヤモ知ルヘカラサルヲ以テ
ナリ

(九三六) 第四原由 証人鑑定人通事等詐偽ノ供述ヲ爲シ若クハ判事檢
事等賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シ若クハ情ニ徇ヒ又ハ怨ヲ挾ミ被告人ヲ
陷害シタル罪ニ依リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキハ未タ必シモ被
告人ノ無罪ヲ表白スルニ足ラスト雖モ其判決事實ニ反スル所アルハ推測
スルニ足ル是レ再審ヲ許ス所以ナリ但シ陷害ノ罪ニ對スル判決ノ確定ス
ルコトヲ要ス判決ノ確定セサルトキハ其被告人ヲ陷害シタルヤ否ヤモ亦
分明ナラサレハナリ

(九三七) 第五原由 訴訟記録ハ判決ノ材料ト爲リ犯罪ノ證據ト爲ルヘ
キモノナルカ故ニ若シ公正證書ヲ以テ其偽造又ハ錯誤アルコトヲ證明シ
タルトキハ之ヲ證據ト爲シタル判決モ亦正確ノモノトイフコトヲ得ス是

第四被告
人ヲ陪審
シタル陪
ニ内リ刑
ノ言渡ヲ
受ケタル
者アリタ
ルトキ

第五公正
證書ヲ以
テ訴訟記
録ニ偽造
又ハ錯誤

アルコト
ヲ證明シ
タルトキ

第六判決
ノ證據ト
爲リタル
民事上ノ
判決他ノ
確定ト爲
リタル判
決ヲ以テ
廢棄若ク
ハ破毀セ
ラレタル

レ再審ノ原由タル所以ナリ而シテ其偽造錯誤ヲ證明スヘキ公正證書ハ會
テ原裁判所ノ取調ヘサルモノナルコトヲ要ス若シ其取調ヲ爲シタルモノ
ナルトキハ訴訟記録ト參照比較シテ訴訟記録ヲ以テ真正ノモノト判決シ
タルモノナレハ更ニ之ヲ以テ證據ト爲スヲ得ス且ツ其公正證書モ要スル
ニ訴訟記録中ノモノナレハナリ又茲ニ所謂訴訟記録トハ豫審ノ調書公
判始末書等罪ノ有無輕重ヲ定ムルニ必要ノ書類其他證據トシテ蒐集シタ
ル公私一切ノ文書ヲイフ

(九三八) 第六原由 判決ノ證據ト爲リタル民事上ノ判決カ他ノ確定ト
爲リタル判決ヲ以テ廢棄若クハ破毀セラレタルトキ例ヘハ刑事ニ於テハ
民事ノ判決ヲ證據トシテ所有權ノ有ル所ヲ認定シ而シテ財産ニ對スル罪
ヲ處斷セシニ其後ニ至リ民事ノ判決カ其控訴上告等ノ爲メニ廢棄破毀セ
ラレタルトキハ刑事ノ判決ハ其證據ヲ失フニ至ルナリ故ニ再審ノ訴ヲ以
テ刑事判決ノ誤謬ヲ匡正スルコトヲ許スナリ但シ再審ノ訴ヲ許スト雖モ
刑事ノ判決ハ民事ノ判決ノ爲メニ羈束セラル、ニアラサレハ再審ノ訴ノ

トキ

○第三百二條

成否ハ固トヨリ期スヘカヲサルナリ

第三百二條 再審の訴を爲すことを得べき者左の如し

第一 刑の言渡を爲したる裁判所の検事

第二 刑の言渡を爲したる裁判所を管轄する控訴裁判所の検事

第三 刑の言渡を爲したる裁判所を管轄する上告裁判所の検事

但司法大臣の命に因り又は職權を以て其訴を爲す可し

第四 刑の言渡を受けたる者

第五 刑の言渡を受けたる者死去したるときは其親屬

(九三九) 再審ノ訴ヲ爲ス權利ヲ有スル者ニ五種アリ左ノ如シ

再審ノ訴
ヲ爲スコ
トヲ得ヘ
キ者

第一 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事○檢事ハ公訴ノ原告官タルト同時ニ又公益ヲ保護スル職任ヲ有スル者ナリ故ニ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ヲシテ再審ノ訴ヲ爲ス權利ヲ有セシム而シテ茲ニ所謂刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所トハ確定判決ヲ爲シタル裁判所トイヒ確定前ノ判決ヲ爲シタル裁判所ヲ指スニアラス故ニ控訴ノ判決確定シタルトキハ控訴

裁判所ノ檢事ハ再審ノ訴ヲ爲スヲ得レトモ第一審裁判所ノ檢事ハ之ヲ爲スコトヲ得ス又上告裁判所ニ於テ甲裁判所ノ判決ヲ破毀シ其事件ヲ乙裁判所ニ移シ該裁判所ニ於テ爲シタル刑ノ言渡ノ確定シタルトキハ乙裁判所ノ檢事ハ再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得レトモ甲裁判所ノ檢事ハ其權ナシ何トナレハ前二個ノ場合ニ於テ第一審裁判所及ヒ甲裁判所ノ爲シタル刑ノ言渡ハ控訴及ヒ上告ノ判決ニ依テ全ク無効ニ歸シタルモノニシテ法文ニ所謂刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所トハイフコトヲ得サレハナリ

第二 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル控訴裁判所ノ檢事○控訴裁判所ノ檢事ハ其管轄ニ係ル下級裁判所ノ檢事ヲ監督スル任アルヲ以テ再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得セシムルナリ

第三 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル上告裁判所ノ檢事○上告裁判所ノ檢事ハ其管轄ニ係ル下級裁判所ノ檢事ヲ監督スルノ任アルハ勿論且ツ再審ノ訴ハ上告裁判所ニ於テ審理スルモノナレハ其裁判所ノ檢事ニモ亦再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得セシメサルヘカラス而シテ上告裁判所ノ檢

事ハ司法大臣ノ命令ニ因リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ爲スヘキナリ

第四 刑ノ言渡ヲ受ケタル者○刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其判決ニ付キ利害ノ關係ヲ有スル最大ナルカ故ニ再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得セシメサルヘカラス然レトモ逃亡シテ其刑ノ執行ヲ受ケサル者ノ如キ此訴ヲ爲スコトヲ得スト是レ濫ニ再審ノ訴ヲ名トシテ萬一ヲ僥倖スルカ如キ弊ヲ生スルノミナラス義務ヲ盡サスシテ權利ノミ行フヘキ理ナケレハナリ

第五 刑ノ言渡ヲ受ケタル者死去シタルトキハ其親屬○親屬ハ本人ニ次テ最モ利害ノ關係ヲ有スル者ナルカ故ニ本人死去シタルトキハ其冤ヲ雪カンカ爲メ再審ノ訴ヲ起スコトヲ得セシムルナリ

刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ法律上代理人モ亦獨立シテ再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得セシメサルヘカラス是レ本條ニ明文ナシト雖モ法律上代理人ハ法律上本人ト同視セラル、者ニシテ本人ノ有スル權利ハ當然之ヲ行フヲ得レハナリ

其他本人ノ委任ヲ受ケタル者ハ本人ノ生存中ハ勿論其死後ニ於テモ亦再

審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ヘキナリ

○第三百三條

第三百三條 再審の訴は刑の消滅したるに拘はらず何時にても之を爲すことを得

再審ノ訴
ヲ爲ス期
間

(九四〇) 再審ノ訴ハ何時ニテモ之ヲ爲スヲ得ルカ故ニ其刑ノ執行中ナルト執行ヲ終リタル後ナルト又特赦、死去、時効等ニ依リ刑ノ消滅シタル後ナルトナ間ハス何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得ヘシ再審ノ訴ハ概シテ罪ヲ消滅セシムルヲ目的トスルカ故ニ刑ノ消滅ヲ以テ再審ノ訴ヲ爲ス權利ヲ失ハシムヘカヲサルノミナラス刑ハ已ニ消滅スト雖モ被告人ハ猶ホ刑餘ノ人タルヲ免レサレハ其名譽ヲ回復シ又私訴ノ責任ヲ免レンカ爲メ再審ノ訴ヲ爲スコトヲ許サ、ルヘカラス

再審ノ訴ヲ爲スニハ法律上其期間ヲ定メスト雖モ再審ノ訴ヲ爲スヘカラスル時限ナキニアラス即チ判決ノ確定スルマテハ再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得サルナリ判決確定スルマテハ通常ノ上訴方法ニ依テ判決ノ誤謬ヲ改正セシムルヲ得レハ別ニ再審ノ訴ヲ爲スヘキ必要ナシ

○第三百四條

第三百四條 再審の訴を爲さんとする者は其趣意書に原判決の謄本及び證憑書類を添へ之を原裁判所に差出す可し
原裁判所の檢事は其書類に意見書を添へ之を上告裁判所の檢事に差出す可し原

裁判所の檢事及び控訴裁判所の檢事自ら再審の訴を爲さんとするときは前項の手續に従ひ其書類を差出す可し

再審ノ訴ヲ爲ス手續

(九四一) 刑ノ言渡ヲ受ケタル者及ヒ其親屬ニ於テ再審ノ訴ヲ爲サントスルトキハ其趣意書ニ原判決ノ謄本及ヒ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ原裁判所ニ差出スヘク原裁判所ノ檢事ハ之ニ意見書ヲ付シテ上告裁判所ノ檢事ニ差出スヘシ其趣意書意見書ヲ要スルハ再審ノ裁判ハ口頭辯論ヲ要セス一ニ書面ニ依テ審理スルカ故ナリ又其趣意書等ヲ原裁判所ニ差出サシムルハ訴訟人ニ便利ナラシムルノミ
原裁判所ノ檢事及ヒ控訴裁判所ノ檢事自ら再審ノ訴ヲ爲サントスルトキモ又右ト同ク趣意書其他ノ書類ヲ上告裁判所ノ檢事ニ差出スヘシ

○第三百五條

審理手續

上告裁判所ノ檢事自ら再審ノ訴ヲ爲ス場合ニ關スル手續ハ別ニ法律ニ規定セスト雖モ亦前述ノ書類ヲ其裁判所ニ差出スヘキナリ
第三百五條 上告裁判所に於ては檢事の請求に因り速に受命判事一名をして其取調を爲し報告を爲さしむ可し
(九四二) 再審ノ訴アルトキハ上告裁判所裁判長ハ檢事ノ請求ニ因リ他ノ上告事件ノ如ク速ニ受命判事ヲ定メ其取調ノ報告ヲ爲サシム再審ノ訴ハ單ニ法律適用ノ當否ヲ審理スルノミナラス又事實認定ノ當否ヲ取調ナルカ故ニ受命判事ヲシテ其取調ヲ爲サシメサルヘカラス
第三百六條 上告裁判所に於ては受命判事の報告及び檢事の意見を聽き判決を爲す可し

判決

(九四三) 上告裁判所ニ於テハ口頭辯論ヲ要セス再審ノ趣意書原裁判所檢事ノ意見書受命判事ノ報告書ニ由リ及ヒ上告裁判所ノ檢事ノ意見ヲ聽キ再審ノ判決ヲ爲ス而シテ其判決ノ如何ハ第三百七條第三百八條ニ規定スト雖モ此兩條ニハ只破毀ノ判決ヲ規定セシノミナリ然レトモ必シモ常

ニ原判決ヲ破毀スルニ限ラス又棄却ノ判決ヲモ爲スコトアルヘキナリ故ニ左ニ之ヲ論セン

〔九四四〕 第壹 再審ノ訴ヲ棄却スル判決○再審ノ訴ハ左ノ三個ノ場合ニ於テ之ヲ棄却ス

第一 法定ノ原由ナキトキ○第三百一條ニ列舉セル原由ナキトキハ再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ス故ニ此場合ニ於テハ其訴ヲ棄却セサルヘカラス

第二 訴權ナキ者ヨリ再審ノ訴ヲ爲シタルトキ○第三百二條ニ規定セサル者ヨリ再審ノ訴ヲ爲シタルトキハ到底無効ノモノナルヲ以テ此場合ニ於テモ亦棄却セサルヘカラス且ツ先ニ述ヘタルカ如ク被告人ト雖モ刑ノ執行ヲ遅レタル者ハ亦再審ノ訴ヲ爲スヲ得サル者ナルカ故ニ其提起シタル再審ノ訴モ亦棄却セサルヘカラス

第三 再審ノ訴ノ趣意書ヲ差出サ、ルトキ○再審ノ訴ハ上告ノ如ク申立書ニ依テ成立セシテ趣意書ニ依テ初メテ成立スルモノナレハ單ニ

第壹再審ノ訴ヲ棄却スル判決受理スヘキ限ニ在ラスト云フテ允當トス法文ニ棄却ノコトナキカ故ナリ

第貳原判決破毀ノ判決

其申立ヲ爲スモ第三百四條ニ依テ趣意書ヲ差出サ、ルトキハ再審ノ訴アリトスルコトヲ得ス隨テ其訴ハ之ヲ棄却セサルヘカス但シ原判決ノ謬本及ヒ證憑書類ハ差出サスト雖モ現ニ趣意書ヲ差出シタルトキハ再審ノ訴ハ成立スルヲ得ルカ故ニ此場合ニ於テハ期間ヲ定メテ謬本書類ノ差出ヲ命シ猶ホ之ヲ差出サ、ルトキハ此ニ之ヲ棄却スヘキナリ

〔九四五〕 第貳 原判決破毀ノ判決○上告裁判所ニ於テ再審ノ原由アリトスルトキハ原判決ヲ破毀セサルヘカラス或曰ク再審ノ訴ハ只書類ニ依テ判決ヲ爲スニ止マリ實際ノ取調ヲ爲スニアラサレハ其原由アルコトヲ認メタルトキト雖モ未タ必シモ原判決ヲ以テ錯誤ニ出テタルモノト斷定スルコトヲ得ス故ニ此場合ニ於テハ單ニ再審ヲ爲スヘキコトヲ言渡シ他ノ事實裁判所ニ移シテ其取調ヲ爲サシメ而シテ原判決ニ錯誤アラハ之ヲ破毀シ錯誤ナクレハ之ヲ認可スルコト猶ホ治罪法草案第五百九十一條以下ニ規定セルカ如クセサルヘカラス單ニ其原由アルカ爲メ直チニ之ヲ破毀スルカ如キハ速了ニ失スルモノナリト然レトモ既ニ再審ノ原由アルト

キハ概シテ原判決ノ錯誤アルコトヲ推定シ得ヘキノミナラス然ラサルモ亦多少匡正スヘキ瑕璣アルヤ疑ナシ且ツ若シ此説ノ如クセハ其送付ヲ受ケタル裁判所ハ其同等ナル原裁判所ノ判決ヲ破毀シ若クハ認可シ得ルニ至リ裁判所ノ階級ヲ紊亂スルニ至ルヘシ故ニ余ハ此場合ニ於テハ上告裁判所ニ於テ先ツ原判決ヲ破毀シ其送付ヲ受ケタル裁判所ハ更ニ其事件ニ付テ判決ヲ爲スコト、セル本法ノ規定ヲ至當ナリトス

〔九四六〕 上告裁判所ニ於テ原判決ヲ破毀スルトキハ或ハ再審ヲ爲スヘキコトヲ言渡シテ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトアリ或ハ然ラステ單ニ破毀ニ止ムルコトアリ以下之ヲ説述セン

○第三百七條

第一再審

第三百七條 上告裁判所に於て再審の理由あることを認められたるときは原判決を破毀し公訴及び私訴に付き再審を爲す可きことを言渡し其事件を原裁判所と同等なる他の裁判所に移す可し其送付を受けたる裁判所に於ては通常の規定に従ひ裁判を爲す可し〔九四七〕 第一 再審ヲ爲スヘキコトヲ言渡シテ其事件ヲ他ノ裁判所ニ

チ爲スヘキコトヲ言渡シテ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス場合

移ス場合○再審ノ理由アルニ依リ原判決ヲ破毀シタルトキハ公訴及ヒ私訴ニ付キ再審ヲ爲スヘキコトヲ言渡シ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移ステ常則トス蓋シ公訴ト私訴トハ概シテ同一ノ事件ニ原由スルモノナレハ既ニ其原由タル事實ニ錯誤アルトキハ其結果タル公訴私訴共ニ之カ影響ヲ被ラサルヲ得ス故ニ私訴ニ付テハ再審ノ訴ナキトキト雖モ猶ホ公訴私訴判決ノ牴觸ヲ防カンカ爲メ常ニ公訴及ヒ私訴ニ付キ再審ヲ爲スヘキコトヲ言渡サ、ルヘカラス但シ左ノ二箇ノ場合ハ格別ナリトス

- 一 公訴ノ原判決アリテ私訴ナキトキ若クハ私訴アルモ民事裁判所ニ於テ其判決ヲ爲シタルトキハ上告裁判所ニ於テ公訴及ヒ私訴ニ付キ再審ヲ爲スヘキ言渡ヲ爲スコトヲ得ス是レ別ニ解説スルヲ要セサルヘシ
- 二 刑事裁判所ニ於テ公訴ト共ニ私訴ノ判決ヲ爲シタルモ第十三條ニ規定セル原由ニ依テ生シタル私訴ノ如キ公訴ノ事件ト其原由ヲ同フセサルトキモ亦公訴及ヒ私訴ニ付キ再審ヲ爲スヘキコトヲ言渡スヲ得ス何トナレハ此場合ニ於テハ私訴ノ判決ハ公訴ノ判決ノ影響ヲ受クルコ

トナケレハナリ

上告裁判所ハ只再審ノ原由アルヤ否ヤヲ審理スルニ止マリ事實ニ干渉スルコトヲ得サルカ故ニ其原由アリト認メタルトキハ公訴及ヒ私訴ニ付キ再審ヲ爲スヘキ有渡ヲ爲スヲ得ルモ自ラ再審ヲ爲スコトヲ得ス故ニ此場合ニ於テハ其事件ヲ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移サ、ルヲ得サルナリ而シテ本條ハ單ニ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所トイヒ何レノ裁判所タルヤ明瞭ナラスト雖モ第二百九十條ノ規定ニ準シ原裁判所ニ接近シタル同等ノ裁判所ヲ指定スヘキモノトス
其移送ヲ受ケタル裁判所ハ通常ノ手續ニ從ヒ其審判ヲ爲スヘク又此判決ニ對シテハ通常ノ規定ニ從ヒ更ニ上訴ヲ爲スコトヲ得ヘキナリ

○第三百八條

第三百八條 死者の親屬より再審の訴を爲したる場合に於て上告裁判所にて再審の原由あることを認めたるときは其事件を他の裁判所に移すことなく原判決を破毀す可し

第二單ニ

（一九四八） 第二 單ニ破毀ニ止ムル場合○本條ハ單ニ破毀ニ止ムル場合

破毀ニ止ムル場合

一 箇ヲ規定スルニ過キスト雖モ之ヲ類推シテ亦他ノ場合ニモ適用セサルヘカラス即チ左ノ如シ

一 死者ノ親屬ヨリ再審ノ訴ヲ爲シタルトキ○是レ本條ニ規定スル所ニシテ此場合ニ於テハ再審ノ原由アルトキト雖モ被告人ハ既ニ死去セシカ故ニ之ヲ他ノ裁判所ニ移シテ再審ヲ爲サシムルコト能ハス且ツ更ニ判決ヲ爲サシムヘキ要ナキヲ以テ上告裁判所ニ於テハ單ニ原判決ヲ破毀スルニ止メ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナカルヘシ

二 檢事ヨリ死者ノ爲メ再審ノ訴ヲ爲シタルトキ○此場合ニ於テモ亦再審ヲ爲スコトヲ能ハサルカ故ニ上告裁判所ハ原裁判ヲ破毀スルニ止メ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナカルヘシ

三 再審ノ訴ヲ爲シタル後被告人死去シタルトキ○再審ノ訴ヲ爲シタル者ノ何人タルヲ問ハス其判決前被告人死去シタルトキモ亦本條ニ準セサルヘカラス何トナレハ此場合ニ於テ再審ノ原由アルトキハ原判決ヲ破毀セサルヲ得ス然レトモ死者ヲ再審スルコト能ハサルカ故ニ其事

件ヲ他ノ裁判所ニ移スヘキ必要ナシ

四 公訴又ハ刑ノ消滅シタル後再審ノ訴ヲ爲シ又ハ再審ノ訴ヲ爲シタル後公訴又ハ刑ノ消滅シタルトキ○此等ノ場合ニ於テ再審ノ原由アルコトヲ認メ原判決ヲ破毀シテ他ノ裁判所ニ移スモ其刑ハ既ニ消滅シタルカ故ニ到底免訴ノ言渡ヲ爲サ、ルヲ得ス故ニ上告裁判所ニ於テハ別ニ他ノ裁判所ニ移スコトナク單ニ原判決ヲ破毀スルニ止ムヘキナリ

五 第三百條第一ノ原由ニ基キ再審ノ訴ヲ爲シタルトキ○此場合ニ於テ再審ノ原由アリト認ムルトキハ即チ殺人ノ事實ナキコトヲ認ムルモノニシテ既ニ其事實ナケレハ隨テ犯罪アルヘキ理ナシ故ニ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スモ到底無罪ノ言渡ヲ爲サ、ルヲ得ス故ニ又前項ニ準シ單ニ原判決ヲ破毀スルニ止ムヘキナリ

右ノ外原判決ヲ破毀スルニ止ムヘキ場合ヲ求ムレハ猶ホ一ニシテ足ラサルヘシト雖モ茲ニハ只其顯著ナルモノヲ舉ゲシノミ他ハ類推シテ知得スヘキナリ

○第三百九條

第三百九條 再審の判決に因り無罪の言渡ありたるとき又は前條の場合に於て破毀の言渡ありたるときは其者の名譽を復する爲め其判決を揭示す可し

判決ノ揭示

〔九四九〕 本條ハ上告裁判所ヨリ送付ヲ受ケタル裁判所ニ於テ再審ヲ爲シ其結果トシテ無罪ヲ言渡シタルトキ及ヒ前條上告裁判所ニ於テ破毀ノ言渡ヲ爲シタルトキハ被告人ノ名譽ヲ回復センカ爲メ其判決ヲ揭示スヘキコトヲ規定セシモノニシテ別ニ解説ヲ要セス

揭示ノ場

〔九五〇〕 法律ハ判決ヲ揭示スヘキ場所ヲ規定セス故ニ其場所ノ如キハ素トヨリ再審ノ判決ヲ爲シタル裁判所若クハ原判決ヲ破毀シタル上告裁判所ノ適宜指定スル所ニ任スヘシト雖モ務メテ被告人ノ無罪タルコトヲ世上ニ明白ナラシムヘキ場所ニ揭示スルヲ要ス故ニ左ノ場所ニハ必ス揭示スルヲ要ス

- 第一 被告人住所ノ地ノ裁判所
- 第二 原判決ヲ爲シタル裁判所

第三 犯罪地ノ裁判所

第四 再審ノ訴ヲ判決シタル上告裁判所

第五 再審ヲ爲シタル裁判所

其他官報等ニ揭示スヘキナリ

刑ノ執行
ヲ停止ス
ヘキヤ

刑ノ消滅シタル後ニ於テ再審ノ訴ヲ爲ストキハ論ナシト雖モ刑ノ執行前又ハ其執行中ニ於テ再審ノ訴ヲ爲ストキハ其結果終ニ無罪ノ言渡ヲ受ルコトアルヘキヲ以テ刑ノ執行ヲ停止スヘキカ如ク論スル者アリ然レトモ法律ニハ執行停止ノ明文ナキヲ以テ其停止スヘカラサルハ勿論立法上ニ於テモ余ハ停止スヘキコトニアラスト何トナレハ法律ニ再審ノ訴ヲ許シタルハ已ニ是レ異常ノ特例ニシテ而シテ確定判決ノ効力ハ容易ニ動スヘキモノニアラサレハナリ

第七編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續

大審院ノ特別權限

(九五二) 刑法第二編第一章及第二章ニ掲ケタル皇室ニ對スル重罪及ヒ國事ニ關スル重罪ノ如キハ其事件極メテ重大ニシテ國家ノ秩序安寧ニ

關シ又皇族ノ犯シタル罪ニシテ禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ場合ニ在テハ其身分ノ極メテ貴高ニシテ其事件ノ甚ク輕微ナラサルカ爲メ通常裁判所ヲシテ之ヲ管轄セシムルモ管ニ裁判ニ必要ナル權力ヲ缺クノミナラス到底一般人民ヲシテ其處分ノ公平ヲ信セシムルニ足ラス故ニ治罪法ニ於テモ此等ノ事件ハ總テ特別ノ裁判所タル高等法院ノ權限ニ屬セシメタリ構成法ノ發布セラル、ニ及ヒ其第五十條ニ於テ高等法院ノ制ヲ廢シ此等ノ事件ヲ舉ケテ大審院ノ權限中ニ屬セシメタリ之ヲ大審院ノ特別權限トイフ(構成法五〇條)

特別ノ訴訟手續

(九五三) 既ニ其事件ノ重大ナルカ爲メ若クハ被告人ノ身分ノ貴高ナルカ爲メ特別ニ大審院ノ權限ニ屬セシメタル以上ハ其訴訟手續ニ至テモ亦自ラ特別ノ規定ナカルヘカラス何トナレハ最高ノ裁判所ヲシテ之ヲ管轄セシムルモ其手續ノ鄭重ナラサルトキハ到底裁判ノ信憑ヲ維持スルコト能ハサルノミナラス大審院ノ如キハ豫審判事ノ設ケナキ等直チニ通常ノ訴訟手續ヲ以テ律スヘカラサルモノアルヲ以テナリ本編ハ即チ其特別ノ

訴訟手續ヲ規定シタルモノニテ即チ通常訴訟手續ノ例外タルモノナリ
〔九五四〕 本編總テ七條ニシテ其第三百十條ハ大審院ノ特別權限ニ屬ス
ル犯罪ノ捜査ヲ規定シ第三百十一條第三百十二條ハ現行犯ノ豫審處分ヲ
規定シ第三百十三條第三百十四條ハ豫審判事ノ事ヲ定メ第三百十五條ハ
公判前ノ決定即チ豫審終結ノ事ヲ規定シ第三百十六條ハ豫審公判ノ手續
ヲ規定ス

○第三百
十條

第三百十條 裁判所構成法第五十條第二號に記載したる大審院の特別
權限に屬する犯罪に付ては檢事總長其捜査を爲す可し

地方裁判所區裁判所の檢事及び司法警察官も亦其犯罪に付き捜査を
爲し檢事總長に報告す可し

犯罪ノ捜
査

〔九五五〕 大審院ノ特別權限ニ屬スル犯罪ハ獨檢事總長ノニ起訴ノ權利
ヲ有ス隨テ其捜査ノ權利ノ如キモ亦獨檢事總長ノニ之ヲ有スヘシ是レ之
ヲ鄭重ナラシムル所以ナリ然リト雖モ捜査ハ實際獨檢事總長ノ能クスヘ
キコトニアラス故ニ本條第二項ニ於テハ地方裁判所區裁判所ノ檢事及ヒ

司法警察官モ亦捜査シテ其本職タル檢事總長ニ報告スヘキモノトセリ但
シ本條ニハ控訴院檢事長等ノ明記ナキヲ以テ檢事長ノ如キハ捜査ノ權利
ヲ有セサルカ如ク思フ者アルヘシ然レトモ地方裁判所ノ檢事ニシテ捜索
ノ權利ヲ有シ又其義務ヲ負フニ於テハ其監督者タル檢事長ニ於テ其權利
義務ヲ有セサル理アルヘカラス之ヲ要スルニ此法文ハ輕テ舉ク重テ示シ
タルニ外ナラサレハ檢事長檢事正檢事等其裁判所ノ如何ニ拘ハラス皆此
權利義務ヲ有スヘキナリ

○第三百
十一條

第三百十一條 前條に記載したる犯罪の現行犯ある場合に於て急速を
要するときは地方裁判所區裁判所の檢事及び司法警察官は第四百十
四條及び第四百四十七條第一項の規定に従ひ豫審處分を爲すことを得
但豫審判事に通知することを要せず

○第三百
十二條

第三百十二條 前條の場合に於ては地方裁判所檢事より證憑書類に意
見書を添へ速に之を檢事總長に送致す可し
〔九五六〕 現行犯ノ豫審ニ關シ法律カ第四百四十二條以下ニ於テ特別ノ規

現行犯ノ
豫審處分

定ヲ爲シタルモノハ要スルニ急速ノ處分ヲ爲シテ犯人ノ逃亡ト證憑ノ擧
 減トテ防クカ爲メニ外ナラス而シテ此等ノ處分ハ國事犯ノ如キ重大ノ犯
 罪ニ付キ殊ニ之ヲ必要トス然レトモ如此キハ一人ノ檢事總長ノ能クスヘ
 キニアラス况ンヤ遠隔ノ地ニ於テテヤ故ニ法律ハ急速ヲ要スル場合ニ於
 テハ地方裁判所區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官ヲシテ豫審處分ヲ爲スコ
 トヲ得セシム(一四四條一四七條)且ツ其處分ハ豫メ豫審判事ニ通知セシ
 テ之ヲ爲スコトヲ得セシム是レ通常現行犯ノ豫審ト其規定ヲ異ニスル所
 以ニシテ(一四四條)此種ノ犯罪ニ付テハ第三百十三條ニ依リ特ニ事件ノ爲
 メニ豫審判事ヲ命スルカ故ニ通知ヲ受クヘキ豫審判事ナク又通常裁判所
 ノ權限ニ屬セサルモノナレハ通常裁判所ノ豫審判事ニ通知スヘキニアラ
 サルニ由ル

區裁判所ノ檢事豫審處分ヲ行ヒタルトキハ第四百四十五條ニ準シテ證憑書
 類ニ意見書ヲ添ヘ地方裁判所檢事ニ送致スヘク又地方裁判所檢事自ラ豫
 審處分ヲ爲シ又ハ區裁判所檢事ヨリ書類ノ送致ヲ受ケタルトキハ亦意見

○第三百十三條

豫審判事ノ任命

書ヲ添ヘ之ヲ大審院檢事總長ニ送致スヘシ司法警察官ノ豫審處分ヲ爲シ
 タルトキモ亦此例ニ從フ

第三百十三條 檢事總長は何れの場合に於ても其事件大審院の特別權
 限に屬し且起訴す可きものと認めたるときは豫審判事を命す可きこ
 とを大審院長に請求す可し

(九五七) 本條ハ豫審判事ヲ命スル手續ヲ定メタルモノニシテ檢事總長
 ハ地方裁判所檢事ヨリ事件ノ送致ヲ受ケタルト自ラ搜查豫審處分ヲ爲シ
 タルトテ問ハス何レノ場合ニ於テモ其事件大審院ノ特別權限ニ屬シ且ツ
 起訴スヘキモノト思料スルトキハ豫審判事ノ任命ヲ大審院長ニ請求ス故
 ニ又其事件カ大審院ノ特別權限ニ屬セサルトキハ第六十四條ニ依リ之ヲ
 管轄裁判所ノ檢事ニ送致スヘク又大審院ノ特別權限ニ屬スルモノト雖モ
 第六十五條ノ原由ニ依リ起訴スヘキモノニアラスト思料スルトキハ本
 條ノ手續ヲ爲スコトナカルヘシ

(九五八) 此規定ハ通常ノ訴訟手續ニ比シテ三個ノ例外アリ

本條ノ規

定ハ通常ノ訴訟手續ニ對スル變例ナシ

第一 豫審判事ハ通常事件ノ如何ニ拘ハラズ豫審處分ヲ行フヲ得ルト雖モ此種ノ事件ニ付テハ特ニ其命令ヲ受クルニアラサレハ豫審處分ヲ爲スヲ得ス

第二 豫審判事ハ通常毎年司法大臣ニ於テ命セツル、者ナリト雖モ此場合ニ於テハ特ニ檢事總長ノ請求ニ依リ大審院長之ヲ命ス(構成法二一條五五條)

第三 區裁判所ノ權限ニ屬スル犯罪ニ付テハ通常豫審ヲ行フコトナシト雖モ此種ノ事件ニ付テハ區裁判所ノ權限ニ屬スル犯罪ナリト雖モ必ス豫審ヲ行フ

○三百十四條

第三百十四條 大審院長より命を受けたる豫審判事は豫審を爲したる上にて他に取調を要することなしと思料したるときは訴訟記録に意見を付し大審院に差出す可し

豫審ヲ爲シタル上他ニ取調

(九五九) 前條ニ依リ特ニ命セラレタル豫審判事ハ第六十七條以下ノ規定ニ從ヒ豫審ヲ爲シタル上他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料スルトキハ

ヲ要スルコトナシト思料スルトキハ如何

○第三百十五條

訴訟記録ニ意見ヲ付シテ之ヲ大審院ニ差出ス但シ通常ノ場合ノ如ク豫審終結ノ決定ヲ爲スコトヲ得ス是レ其取調ノ鄭重ナルコトヲ要スルカ爲メ已ニ大審院ノ權限ニ屬セシメタルモノナレハ其公判ニ付スルト否トハ豫審判事一人ノ決定ニ委スヘキニアラサルニ由ル

第三百十五條 大審院に於ては檢事總長の意見を聴き先づ其事件を公判に付す可きや否やを決定す可し

其事件地方裁判所又は區裁判所の權限に屬するものと決定したるときは管輔裁判所を指定し其事件を送致す可し若し特別裁判所の權限に屬するものと認めたるときは決定を以て管輔選の言渡を爲す可し又第百六十五條に記載したる場合に於ては決定を以て免訴の言渡を爲す可し

公判前ノ決定

(九六〇) 前述ノ如ク豫審判事ハ通常事件ト異ナリテ豫審終結ノ決定ヲ爲スコトヲ得ス其決定ハ大審院ニ於テ檢事總長ノ意見ヲ聴キ之ヲ爲ス大審院ニ於テ其事件ヲ大審院ノ特別ノ權限ニ屬スルモノニアラスシテ地

方裁判所又ハ區裁判所ノ權限ニ屬スルモノト認定スルトキハ決定ヲ以テ管轄裁判所ヲ指定シテ其事件ヲ送致スヘク又軍事裁判所等特別裁判所ノ權限ニ屬スルモノト認定シタルトキハ亦決定ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲ス而シテ第一ノ場合ニ於テハ直チニ管轄裁判所ヲ指定シテ第二ノ場合ニ於テハ單ニ管轄違ヲ言渡シテ別ニ裁判所ヲ指定セサルハ大審院ハ地方裁判所區裁判所ニ對テハ直チニ其事件ノ管轄ヲ指定スルコトヲ得ルモ特別裁判所ノ管轄ハ指定スル權利ヲ有セサルニ由ルナリ

又大審院ニ於テ第六十五條ノ原由ニ依リ其事件ノ公訴ヲ受理スヘカラサルモノトスルトキハ決定ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲スヘキナリ

第三百十六條 前數條に於て特に規定したるものを除く外豫審公判の手續は第三編第四編の規定を準用す

(九六一) 本編ハ大審院ニ特別ナル權限ヲ規定シタルニ過キサレハ其他ハ通常ノ規定ニ從フヘキハ言ヲ待タサルコトニシテ即チ豫審公判ノ手續ハ第三編第四編ノ通常ノ規定ヲ準用セサルヘカラス

○第三百十六條

豫審公判ノ手續

第八編 裁判執行、復權及ヒ特赦

刑事審判後ノ手續

(九六二) 裁判執行、復權及ヒ特赦ノ手續ハ刑事訴訟中ノ手續ニアラスシテ刑事訴訟結局後ノ手續ナリ故ニ此手續ハ司法官ノ行フヘキモノニアラスシテ行政官ノ行フヘキモノナリ隨テ其處分モ司法處分ニアラスシテ行政處分ナリ然ルニ法律カ之ヲ本法ニ掲ケタルハ恰モ刑法ニ主刑處分及ヒ附加刑處分ノ規定ヲ掲ケタルト一般ニシテ即チ彼此相表裏シ偏廢スヘカラサルニ由ル

裁判執行、復權及ヒ特赦ハ刑ノ消滅ノ原由ナリ但シ刑ノ消滅ノ原由ハ此三個ニ止マラス大赦、時効等モ亦刑ノ消滅ノ原由ナリ今本編ニ裁判執行、復權、特赦ノ三事ヲ規定シ時効、大赦等ヲ規定セサルハ時効ニハ別ニ其手續ナク又大赦ニハ一定ノ法則ナキヲ以テナリ大赦ニ一定ノ法則ナキハ蓋シ大赦ノ大赦タル所以ナリ

(九六三) 本編ヲ別テ三章ト爲ス第一章裁判執行第二章復權第三章特赦是レリ

第一章 裁判執行

所謂ル裁
判執行ト
ハ如何

〔九六四〕 裁判ハ其語意汎クシテ命令決定判決ヲ總稱ス故ニ又裁判執行トイヘハ命令決定判決ノ執行ヲ總稱スルカ如クナルヘシ然レトモ茲ニ所謂裁判執行トハ如此キタイプニアスシテ刑ノ言渡ヲ爲シタル判決ノ執行ト賠償ノ言渡ヲ爲シタル判決ノ執行トノミタイプ

〔九六五〕 本章總テ七條ニシテ第三百十七條以下第三百二十二條ハ刑ノ言渡ヲ爲シタル判決ノ執行ニ係ル規定第三百二十三條ハ賠償ノ言渡ヲ爲シタル判決ノ執行ニ係ル規定ナリ

○第三百
十七條

第三百十七條 刑ノ執行ハ判決確定の後ニ非されハ之を爲すことを得

刑ヲ執行
スヘキ時

〔九六六〕 本條ハ刑法第五十條ト同一ニシテ刑ヲ施行スヘキ時ヲ定メタルモノナリ民事ニ於テハ關席判決ニ對シ故障アルトキ又ハ第一審判決ニ對シ控訴アルトキハ概シテ其裁判ノ執行ヲ停止スヘシト雖モ執行ノ急速ヲ要スルトキ又ハ遲滯ノ爲メ大ナル損失ヲ生スヘキトキハ相手方ノ申立

例外

ニ因リ又ハ裁判所ノ職權ヲ以テ假ニ其裁判ヲ執行スルコトヲ得セシム然レトモ刑事ニ於テハ單ニ財産ニ止マラスシテ身體生命等ニ關シテ一旦之ヲ執行スルトキハ回復スヘカラサルカ故ニ其判決ノ確定前ニ於テ假ニ之ヲ執行スルコトヲ許サス必ス判決ノ確定スルヲ待テ之ヲ執行セシム昔日ハ何レノ國ニ於テモ裁判言渡アルトキハ直チニ刑ヲ執行シタリシカトモ今日ハ上訴ヲ許シ務メテ冤枉ナカラシムルヲ趣旨トスルカ故ニ判決ノ確定スルニアラサレハ之ヲ執行スルヲ得ス是レ實ニ至公至平ノコト、インヘキナリ

〔九六七〕 刑ノ執行ハ判決確定ノ後ニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得スト雖モ亦其例外ナキニアラス違警罪即決例第九條第十條ニ依リ科料ノ言渡ヲ爲シタルトキハ其金額ヲ假納セシメ勾留ノ言渡ヲ爲シタルトキハ同例第五條ニ定メタル期間内之ヲ留置スルコト是レナリ(二七二號)

無罪免訴
ノ判決ノ
執行ハ如
何

〔九六八〕 法文ニハ刑ノ判決ノ執行ノミテ規定シテ無罪免訴ノ判決ノ執行ヲ規定セス故ニ無罪免訴ノ判決ノ執行ハ判決ノ確定ヲ待タズシテ之

判決ノ執行及ヒ其
例外

爲スコトヲ得ルカ如シ然レトモ此判決ニ對シテモ檢察ハ控訴又ハ上告ヲ爲スコトヲ得レハ亦其判決ノ確定ヲ待タズシテ執行スヘキニアラス
（九六九） 關席判決ニ付テハ故障期間ヲ經過シ對席判決ニ付テハ上訴期間ヲ經過シ又上訴アリテ其終結ノ判決アリタルトキハ即チ判決確定シタルモノニシテ而シテ判決確定シタルトキハ乃チ刑ノ執行ヲ爲スヲ當然トス然レトモ左ノ場合ハ格別ナリ

第一 死刑ハ判決確定スト雖モ司法大臣ノ命令アルニアラサレハ之ヲ行フコトヲ得ス（三一八條刑法一三條）

第二 死刑ノ宣告ヲ受ケタル婦女懐胎ナルトキハ其執行ヲ止メ分娩後一百日ヲ經ルニアラサレハ刑ヲ行フコトヲ得ス（刑法一五條）

第三 罰金ハ判決確定ノ日ヨリ一月内科料ハ判決確定ノ日ヨリ十日内ニ納完セシムルヲ以テ直チニ之ヲ徴收スルヲ得ス

○第三百
十八條

第三百十八條 死刑の言渡確定したるときは檢察より速に訴訟記録を司法大臣に差出す可し

死刑ノ執行

司法大臣より死刑を執行す可き命令ありたるときは三口内に其執行を爲す可し

（九七〇） 路温舒曰ク夫獄者天下之大命也死者不加復生絶者不可後屬ト是レ死刑ハ所謂ル補償スヘカヲサルモノタルヲ以テ慎重心ヲ盡サシムルコトナイフナリ故ニ死刑ハ判決確定スト雖モ司法大臣ノ命令アルニアラサレハ之ヲ行フコトヲ得ス而シテ若シ其慰諒スヘキモノアリ刑罰穩當ナラサルモノアルトキハ司法大臣ハ非常上告若クハ再審ノ訴ヲ爲サシムヘク又ハ特赦ノ申立ヲ爲スヘク然レハ補償スルコトヲ得テ而シテ無辜ヲ陷ル、ノ懼ナカルヘシ是レ本條ノ規定アル所以ナリ孟軻曰ク以生道殺民雖死不怨殺者ト

○第三百
十九條

第三百十九條 死刑を除く外刑の言渡確定したるときは直ちに之を執行す可し

體形の言渡を受け其執行を遅れたる者に對し檢察の發したる逮捕狀は勾留狀と同一の効を有す其關席判決に係る場合に於て發したるも

の亦同し

死刑ヲ除ク外ノ刑ノ執行

〔九七一〕 死刑ニハ前述ノ如ク特例アリト雖モ死刑ヲ除ク外ハ刑ノ言渡確定シタルトキハ直チニ之ヲ執行ス金刑ニ付テハ一月若クハ十日ノ猶豫アルヲ以テ直チニ其執行ヲ爲スコトヲ得ス(九六二號)

逮捕狀ノ效力

〔九七二〕 逮捕狀ハ勾留狀ト同一ノ効力ヲ有ス故ニ逮捕狀ニ依テ犯人ヲ逮捕スルヲ得ルノミナラス又直チニ之ヲ勾留スルコトヲ得逮捕狀ノ何タルコトハ已ニ説述シタルハ茲ニ贅セス(三五五號)

○第三百二十條

第三百二十條 刑の執行は其刑を言渡したる裁判所の検事又は上告裁判所より命を受けたる裁判所の検事の指揮に因り之を爲す可し
罰金、料料、訴訟費用及び没收物品、追徴金は検事の命令に依り之を徴收す可し

破壊又は廢棄す可き没收物品は検事之を處分す可し

本條ハ刑ノ執行ヲ爲スヘキ人ヲ定メタリ

〔九七三〕 裁判執行ハ行政權ニ屬シ檢事ノ管掌スル所ナリ構成法第六條

刑ノ執行

ヲ爲スヘキ人

ニ曰ク各裁判所に検事局を附置す、檢事は刑事に付き云々判決の適當に執行せらるゝやを監視し云々下是レ本條ノ規定アル所以ナリ
法文ニ上告裁判所より命を受けたる裁判所の檢事トアルハ上告ノトキニ於テモ被告人ハ上告裁判所ニ在ラサルヲ以テ其裁判所ノ檢事ハ直接執行ヲ爲スヲ得ス故ニ他ノ檢事ニ命シテ執行ヲ管掌セシムルナク而シテ其命ヲ受ケタル裁判所ノ檢事トハ即チ上告裁判所ニ於テ判決ヲ爲シ原裁判所ニ還付スルトキハ其原裁判所ノ檢事又ハ上告裁判所ニ於テ破毀シ他ノ同等ノ裁判所ニ移シタルトキハ其移サレタル裁判所ノ檢事ナリ
罰金、料料及ヒ公訴ノ訴訟費用等ハ檢事ノ命令ニ依リ之ヲ徴收スヘキコトハ法律ニ明示スレトモ何人カ其命ヲ受ケ之ヲ徴收スヘキカ明了ナラス曰ク明治十四年十二月司法省丁第二十五號達ニ依リ書記ニ於テ之ヲ徴收スヘキナリ該達ニ曰ク治罪法第四百六十二條(即チ本法第三百二十條第二項)罰金科料、裁判費用及び没收物品は書記局に於て之を擔當し會計主任へ引渡す儀と心得云々下達文ニハ追徴金ノ事ナント雖モ亦固トヨリ書記ノ

徴收スヘキモノタルコト勿論ナリ

明治十五年三月司法省丙第八號達ハ尙ホ今日ニ効力ヲ有スヘキモノナリ
(改正監獄則六條)其達ニ曰ク處刑宣告の後犯人を司獄官へ護送せしむる際
に於ては監獄則に従ひ檢察官(即チ檢察事)より右宣告書ノ謄本を司獄官へ送
達する儀と心得ヘシ云々下故ニ檢察事ヨリ宣告書ノ謄本ヲ典獄ニ送達スル
ヲ要ス

○第三百
二十一條

第三百二十一條 死刑の執行に付ては裁判所書記其始末書を作り刑の
執行規則に従ひ立會を爲したる官吏と共に署名捺印す可し

本條ハ死刑ノ執行ニ關スル特例ヲ示シタルモノナリ

死刑ノ執
行ニ係ル
特例

(九七四) 死刑ノ執行ニ付キ裁判所書記其始末書ヲ作ルハ其執行ヲ鄭重
ニスル所以ナリ所謂立會ヲ爲シタル官吏トハ檢察事及ヒ典獄是レナリ又
刑ノ執行規則トハ刑法附則第一條以下第八條ノ規定チイフ尙ホ刑法第十
二條以下第十六條ヲ參看スヘシ又明治十五年二月司法省丙第三號達ニ準
シ死刑ノ執行ヲ爲ストキハ死刑ノ公告案ヲ製シ三日間其旨渡ヲ爲シタル

○第三百
二十二條

裁判所ノ門前犯罪ノ地及ヒ犯人住所ノ地ノ三箇所ニ榜示公告セサルヘカ
ラス

第三百二十二條 刑の旨渡を受けたる者其旨渡に付き疑義の申立又は
其執行に付き異議の申立を爲したるときは刑の旨渡を爲したる裁判
所に於て之を決定す可し此決定に對しては抗告を爲すことを得

疑義ノ申
立
異議ノ申
立

本條ハ刑ノ旨渡又ハ其執行ニ付キ疑義若クハ異議ノ申立ニ係ル規定ナリ
(九七五) 所謂疑義ノ申立トハ例ヘハ竊盜ニ加算スルコトナクシテ五
年ノ重禁錮ニ處スト旨渡シタルカ如キ其旨渡ニ對シテ爲スモノナリ又所
謂ル異議ノ申立トハ例ヘハ檢察カ沒收スヘカテサル物品ヲ沒收スル命令
ヲ爲シタルカ如キ其執行ニ對シテ爲スモノナリ而シテ法文ニハ刑の旨渡
を受けたる者トアレトモ管ニ受刑者ノミナラス檢察ト雖モ亦旨渡ニ對ス
ル疑義ノ申立ヲ爲スコトヲ得ヘシ但シ執行ニ對スル異議ノ申立ハ常ニ受
刑者ヨリ爲スヘキナリ而シテ此申立アリタルトキハ其刑ノ旨渡ヲ爲シタ
ル裁判所ニ於テ之ヲ決定ス是レ其裁判所ハ前ニ其事件ニ干與シタルヲ以

○第三百二十三條

テ之ヲ決定スルニ最モ便宜ナレハナリ

第三百二十三條 賠償及び訴訟關係人に辨濟す可き訴訟費用に付き其判決の執行は民事訴訟法の規定に従ふ

本條ハ賠償及ヒ訴訟費用ニ關スル判決ノ執行ニ係ル規定ナリ

賠償及ヒ
訴訟關係
人ニ辨濟
スヘキ
訴訟費用ニ
係ル判決
ノ執行

〔九七六〕

賠償ハ其語意廣クシテ單純ナル損害賠償ハ勿論贖物ノ返還ヲモ包含ス(二二號)此賠償及ヒ訴訟關係人ニ辨濟スヘキ訴訟費用ニ關スル判決ノ執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ之ヲ爲ス(民事訴訟法七二條以下八六條及ヒ四九七條以下七六二條)而シテ債務者其義務ヲ盡サ、ルトキハ債權者ハ更ニ民事ノ裁判所ニ身代限ノ處分ヲ請求スルヲ得ヘク又債務者死去シタルトキハ其相續人ニ對シ債務ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得ヘキナリ(刑法附則六二條六三條)又此債務ハ通常民事上ノ債務ト異ナリテ其執行ヲ確實ナラシムルカ爲メ法律ハ殊ニ共犯人ヲシテ之ヲ連帶セシム

第二章 復権

復権

〔九七七〕

復権ハ一旦剝奪セラレタル公權ヲ回復スルモノニシテ大赦特

復権ヲ得
ルニ必要
ナル條件

赦ト同ク殊ニ天皇ノ大權ニ屬ス憲法第十六條ニ曰ク「天皇は大赦特赦減刑及復権を命ず」ト

〔九七八〕 復権ヲ得ンニハ三個ノ條件ヲ具備セサルヘカラス第一主刑ノ終リタルコト第二主刑ノ終リシヨリ五年ヲ經過シタルコト第三改過自新ノ情顯然タルコト是レナリ(刑法六三條)尙ホ復権ヲ設ケタル理由及ヒ其效果等ノ詳細ハ刑法述義ニ説述セルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セス(刑法述義五四六號以下)

〔九七九〕 本章總テ七條ニシテ第三百二十四條以下第三百二十八條ハ復権ヲ請願スル手續ヲ定メ第三百二十九條ハ復権ノ請願ヲ却下シタルトキノ手續ヲ定メ第三百三十條ハ復権ノ裁可アリタルトキノ手續ヲ定メタリ

○第三百二十四條

第三百二十四條 復権の願は刑法第六十三條に定めたる期間經過したる後刑の言渡を受けたる者より司法大臣に之を爲す可し
復権の願書は現に住する地の地方裁判所檢事に之を差出す可し
第三百二十五條 復権の願書には左の書類を添ふ可し

○第三百二十五條

第一 判決の正本

第二 主刑の満期特赦と爲り又は時效の成就したることを證明する書類

第三 假出獄及び假に監視を免せられたる證書

第四 賠償及び訴訟費用を辨濟し又は其義務を免かれたる證書

第五 過去現在の住所及び生計を記載する書類

○第三百二十六條

第三百二十六條 檢事は願人の品行其他必要の取調を爲し前條の書類に意見書を添へ之を檢事長に差出す可し

○第三百二十七條

第三百二十七條 檢事長は更に必要の取調を爲し復権の願に關する書類に意見書を添へ之を司法大臣に差出す可し

○第三百二十八條

第三百二十八條 司法大臣は復権の願に關する書類を檢閱し之に意見書を添へ速に上奏す可し

此五條ハ復権ヲ願フニ付テノ手續ヲ定ム

復権ノ願

〔九八〇〕 復権ノ願書ニ添フヘキ書類ハ左ノ如シ

書ニ添フヘキ書類

第一 判決ノ正本○復権願ハ此判決ニ因リ剝奪セラレタル公權ヲ回復セ

ントスル請願ナレハ其失權ノ根原タル判決ノ正本ヲ添フヘキハ勿論ナリ

第二 主刑ノ満期ト爲リ特赦ト爲リ又ハ時效ノ成就シタルコトヲ證明スル書類○此書類ハ主刑ノ終リタルコト及ヒ主刑ノ終リシヨリ五年ヲ經過シタルコトヲ證明スルニ必要ナリ大赦モ亦刑ノ消滅ノ原由ナレトモ大赦アリタルトキハ當然復権ヲ得ヘキモノナルヲ以テ茲ニ論スヘキ必要ナシ

〔刑法六四條〕

第三 假出獄及ヒ假ニ監視ヲ免セラレタル證書○是レ改過自新ノ情顯然タルヤ否ヤヲ證スルカ爲メニ必要ナリ法文ニハ免幽閉ノ明文ナシト雖モ免幽閉ヲ得タルトキ其證書ヲモ添フヘキハ勿論ナリ〔刑法二一條四二條五三條〕

第四 賠償及ヒ訴訟費用ヲ辨濟シ又ハ其義務ヲ免レタル證書○是レ公權ヲ回復セシムルモ私益ニ害ナキコトヲ證スルカ爲メニ必要ナリ

第五 過去現在ノ住所及ヒ生計ヲ記載スル書類○是レ願人ノ品行生計等

治罪法ト
對照

ノ如何ヲ取調フルカ爲メニ必要ナリ

〔九八一〕 治罪法第四百七十四條ハ即チ本法第三百二十八條ニ相當スルモノニシテ而シテ治罪法ニ於テハ司法大臣ハ其復権願ヲ允許スヘキモノト認メタルトキハ速ニ上奏スヘシト定メタリ今本法ニ於テハ司法大臣ノ認定如何ニ拘ハラズ必ス之ニ意見ヲ添ヘ速ニ上奏スヘシト定メタリ是レ復権ハ天皇ノ大權ニ屬シ司法大臣ノ取捨スヘキモノニアラサルヲ以テナリ

○第三百二十九條

第三百二十九條 勅裁に因り復権の願を却下したるときは司法大臣より其旨を検事長に通知し検事長より願書を差出したる地方裁判所檢察事に通知す可し

前項の場合に於ては刑法第六十三條に定めたる期間の半を経過するに非されば更に其願を爲すことを得ず

更に復権の願を爲すに付ても亦前數條の規定に従ふ

本條ハ勅裁ニ因リ復権ノ願ヲ却下シタルトキノ手續ヲ定ム

○第三百三十條

第三百三十條 復権の裁可ありたるときは司法大臣より其裁可狀を檢事長に送致し檢事長より願書を差出したる地方裁判所檢察事に送致す可し

檢察は裁可狀の謄本を願人に下付す可し

又刑の言渡を爲したる裁判所に裁可狀の謄本を送致し其裁判所に於ては之を判決の原本に記入す可し

本條ハ復権ノ裁可アリタルトキノ手續ヲ定ム而シテ此規定ハ特赦ノ裁可アリタルトキニモ亦適用スヘキモノナリ(三三四條)

第三章 特赦

特赦

〔九八二〕 特赦ノ何タルコト其效果ノ如何及ヒ大赦特赦ノ差別ハ刑法述義ニ説述シタルハ亦茲ニ贅セス(刑法述義五六一號以下)今本章ニ於テハ特赦ニ關スル手續ヲ略説センノミ

〔九八三〕 本章凡テ四條ニシテ第三百三十一條第三百三十二條ハ特赦ノ申立ヲ爲ス手續ヲ定メ第三百三十三條ハ特赦申立ノ却下ニ係ル手續ヲ定

○第三百三十一條

メ第三百三十四條ハ特赦ノ裁可ニ係ル手續ヲ定メタリ
第三百三十一條 特赦は刑の言渡確定したる後何時にても刑の言渡を爲したる裁判所の検事又は監獄署長より犯人の情状を具し司法大臣に申立つることを得

監獄署長より特赦の申立を爲すときは検事を経由す可し但検事は意見書を添ふ可し

特赦の申立ありたるときは司法大臣より其書類に意見書を添へ上奏す可し

○第三百三十二條

第三百三十二條 司法大臣は刑の言渡確定したる後何時にても特赦の申立を爲すことを得

死刑を除く外特赦の申立ありと雖も刑の執行を停止せず

○第三百三十三條

第三百三十三條 特赦の申立却下ありたるときは司法大臣より刑の言渡を爲したる裁判所の検事に其旨を通知す可し

○第三百三十四條

第三百三十四條 特赦の裁可ありたるときは司法大臣より刑の言渡を

復権願ト
特赦ノ申
立トノ差
別

爲したる裁判所の検事に特赦状を送致す可し此場合に於ては第三百三十條の規定に従ふ

〔九八四〕 復権願ト特赦ノ申立トハ共ニ刑ノ執行ヲ免レンコトヲ目的トスルモノナレトモ其手續ハ同一ナラス左ニ其差別ヲ述ヘン

第一 復権願ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者之ヲ爲シ特赦ノ申立ハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ検事、監獄署長ハ司法大臣之ヲ爲ス

第二 復権願ハ主刑ノ終リタルヨリ五年ノ後ニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス特赦ノ申立ハ刑ノ言渡確定シタルトキハ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得

第三 復権願ハ第三百二十五條ニ掲ケタル書類ヲ添フルヲ要ス特赦ノ申立ハ之ヲ要セス

第四 復権願ハ控訴院検事長ヲ經由スルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス特赦ノ申立ハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ検事ヨリ直チニ司法大臣ニ之ヲ爲スコトヲ得

第五 勅裁ニ因リ復権ノ願ヲ却下シタルトキハ司法大臣ヨリ其旨ヲ檢察長ニ通知シ檢察長ヨリ願書ヲ差出シタル地方裁判所檢察ニ通知ス特赦申立ノ却下アリタルトキハ司法大臣ヨリ直チニ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢察ニ其旨ヲ通知ス復権ノ裁可アリタルトキ及ヒ特赦ノ裁可アリタルトキモ亦之ニ準ス

第六 復権願ノ却下アリタルトキハ更ニ二年半ヲ經過スルニアラサレハ再願スルヲ得ス特赦ノ申立ノ却下アリタルトキハ如此キ制限ナシ

附則

第一條 此法律施行前に受理したる豫審の故障及ヒ其故障の判決に對する上告は之を受理したる地方裁判所又は大審院に於て抗告として之を裁判す可し

第二條 大審院に於て既に受理したる哀訴裁判管轄を定むるの訴及ヒ嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴は治罪法の手續に依り大審院之を裁判す可し

第三條 既に發したる勾留狀收監狀は此法律に定めたる勾留狀の效を有す

第四條 此法律の規定に依り市町村長の爲す可き職務は市町村長を置かざる地に在ては其職務を行ふ吏員に屬す

第五條 此法律は明治二十三年十一月一日より施行し其日より治罪法を廢す

第五 勅裁ニ因リ復権ノ願ヲ却下シタルトキハ司法大臣ヨリ其旨ヲ檢察長ニ通知シ檢察長ヨリ願書ヲ差出シタル地方裁判所檢察事ニ通知ス特赦申立ノ却下アリタルトキハ司法大臣ヨリ直チニ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢察事ニ其旨ヲ通知ス復権ノ裁可アリタルトキ及ヒ特赦ノ裁可アリタルトキモ亦之ニ準ス

第六 復権願ノ却下アリタルトキハ更ニ二年半ヲ經過スルニアラサレハ再願スルヲ得ス特赦ノ申立ノ却下アリタルトキハ如此キ制限ナシ

附則

第一條 此法律施行前に受理したる豫審の故障及ヒ其故障の判決に對する上告は之を受理したる地方裁判所又は大審院に於て抗告として之を裁判す可し

第二條 大審院に於て既に受理したる哀訴裁判管轄を定むるの訴及ヒ嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴は治罪法の手續に依り大審院之を裁判す可し

第三條 既に發したる勾留狀收監狀は此法律に定めたる勾留狀の效を有す

第四條 此法律の規定に依り市町村長の爲す可き職務は市町村長を置かざる地に在ては其職務を行ふ吏員に屬す

第五條 此法律は明治二十三年十一月一日より施行し其日より治罪法を廢す

版權所有

明治三十三年十二月廿六日
 同 廿四年三月廿六日
 同 廿四年六月十六日
 同 廿六年十月十四日
 同 廿六年十月二十日
 訂正再版合卷發行
 訂正再版合卷發行
 訂正再版合卷發行
 訂正再版合卷發行
 訂正再版合卷發行

著者 井上操
 發行者 岡島眞七
 印刷者 岡島幸次郎
 發兌所 岡島寶文館
 同 岡島新聞舖
 同 岡島支店

大坂市北區細島町廿四番屋敷

井上

大坂市東區本町四丁目百五十四番屋敷

岡島眞七

大坂市東區南久寶寺町四丁目廿一番屋敷

岡島幸次郎

大坂市東區南久寶寺町四丁目廿一番屋敷

岡島寶文館

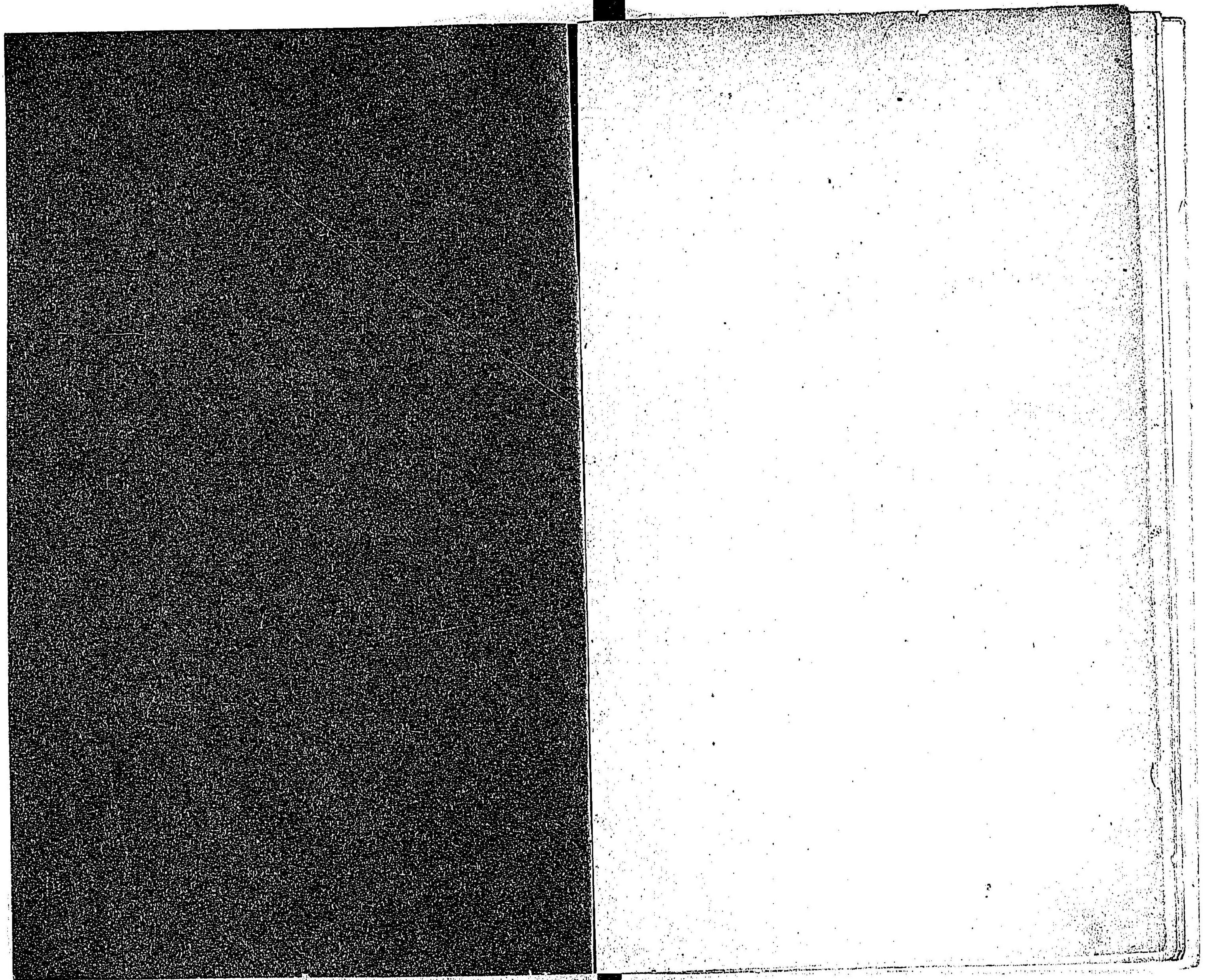
大坂市東區備後町四丁目十九番屋敷

岡島新聞舖

東京市日本橋區通三丁目八番地

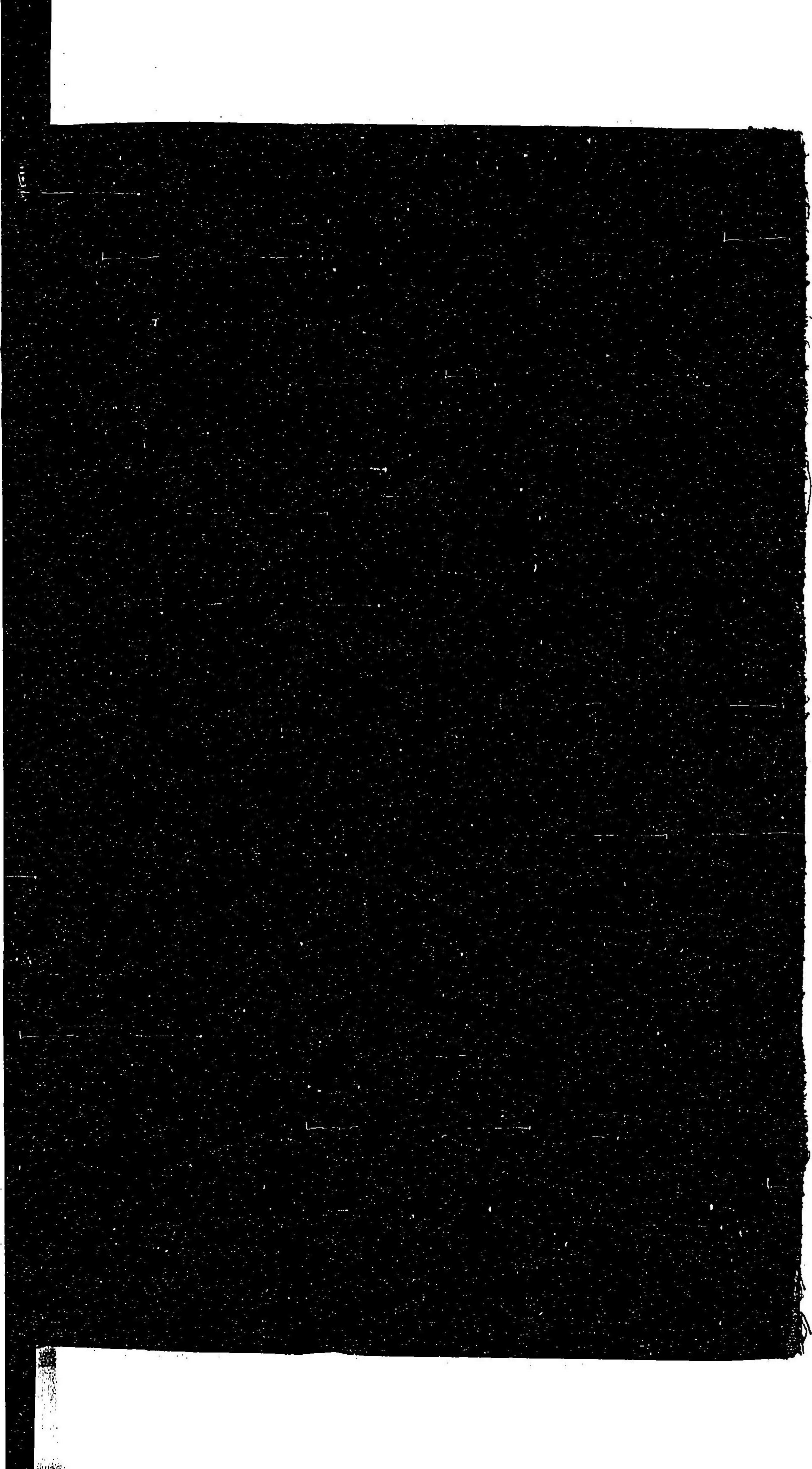
岡島支店

正價金二圓廿五錢



44

73





036700-000-7

44-73

刑事訴訟法述義

井上 操/著

M26

BBS-0126



